

令和6年(2024年)3月紀北町議会定例会会議録

第1号

招集年月日 令和6年3月4日(月)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和6年3月4日(月)

出席議員

1番	脇	昭博	2番	宮地	忍
3番	岡村	哲雄	4番	大西	瑞香
5番	原	隆伸	7番	奥村	仁
8番	樋口	泰生	9番	太田	哲生
10番	瀧本	攻	11番	近澤	チヅル
12番	入江	康仁	13番	家崎	仁行
14番	平野	隆久			

欠席議員

6番 東 篤 布

入江康仁議長

どうも皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和6年3月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

なお、6番 東篤布議員から、所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

3月定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、本年元日に発生いたしました能登半島地震において、被害に遭われました方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く、平穏な日常が取り戻せることをお祈り申し上げます。

議員の皆様方には、年明けから各行事への参加及び議員活動、大変ご苦労さまでございます。コロナ禍が明け、以前のように行事も開催され、各地でにぎわいが戻ってきていることに対し、大変喜びを感じております。

さて、今期定例会は、本日から長期にわたる会期となります。健康には十分留意され、慎重審議をお願いするところでございます。

また、町長以下、執行部の皆様方には、新年度予算の編成につきましては、本日、予定どおりに、新年度予算をご提案いただき、大変ご苦労さまでございました。

今議会は、新年度予算をはじめ、多岐にわたる案件を審議していただく重要な定例会でありますことから、議員、執行部の皆様方には、議事の進行に格別のご協力をお願い申し上げます。今期定例会開会の挨拶とさせていただきます。

会議日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会議日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、会議日程並びに議事日程を朗読させていただきます。

令和6年3月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、3月4日、月曜日、9時30分、本会議。開会、町政の一般説明、議案上程、説明。

第2日、3月5日、火曜日、9時30分、本会議。議案質疑、委員会付託。

第3日、3月6日、水曜日、休会。常任委員会予定日。

第4日、3月7日、木曜日、休会。常任委員会予定日。

第5日、3月8日、金曜日、休会。中学校卒業式。

第6日、3月9日、土曜日、休日。

第7日、3月10日、日曜日、休日。

第8日、3月11日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第9日、3月12日、火曜日、休会。常任委員会予備日。

第10日、3月13日、水曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第11日、3月14日、木曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第12日、3月15日、金曜日、休会。予備日。

第13日、3月16日、土曜日、休日。

第14日、3月17日、日曜日、休日。

第15日、3月18日、月曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会
でございます。

次に、議事日程を朗読させていただきます。

令和6年3月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年3月4日、月曜日、9時30分開議

日程第1	会議録署名議員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	行政報告
第5	町政の一般説明
第6	議案第4号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について
第7	議案第5号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を 改正する条例

- 第8 議案第6号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第7号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第8号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第9号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第10号 紀北町漁港管理条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第12号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第13号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第14号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第15号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第8号）
- 第18 議案第16号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第17号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第18号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 第21 議案第19号 令和6年度紀北町一般会計予算
- 第22 議案第20号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第23 議案第21号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算
- 第24 議案第22号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計予算
- 第25 議案第23号 令和6年度紀北町水道事業会計予算
- 第26 報告第2号 専決処分の報告について
- 第27 報告第3号 専決処分の報告について

以上でございます。

入江康仁議長

それでは、これより日程に従い、議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

1番 脇 昭博議員

2番 宮地 忍議員

のご両名を指名いたします。

日程第2

入江康仁議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日3月4日から3月18日までの15日間にしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日3月4日から、3月18日までの15日間とすることに決定いたしました。

日程第3

入江康仁議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る2月27日に議会運営委員会が開催され、3月定例会に係る運営等について協議が行わ

れました。その確認事項等についてご報告を申し上げます。

まず、町長からの提出議案についてであります。本定例会に提案され、受理した案件は予算を含む一般議案が20件と報告が2件となっております。なお陳情4件を受理しておりますが、町外からのものであるため議員の棚に配付しております。

次に、一般質問についてであります。2月22日から26日までの提出期間内に7人の議員から通告書が提出されました。

なお、施政方針に対する質問については、通告の要旨の締切りが3月5日の午後1時までとなっております。

日程については、現在の予定では13日水曜日に4人、14日木曜日に3人ということで、2日間で運営させていただきたいと考えております。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、普通会計及び水道事業会計の令和5年度12月分及び1月分について、同条第3項の規定により監査委員から、報告を受けております。報告書は議員控室に保管してありますのでご覧ください。

次に、一部事務組合等議会の開催であります。

三重紀北消防組合議会は3月22日、金曜日、午前10時から、紀北広域連合議会は、同日、午後1時30分から、東紀州環境施設組合議会は3月25日、月曜日、午前10時から、荷坂やすらぎ苑組合議会は、3月28日、木曜日、午前10時からそれぞれ開催の予定であります。組合議会等議員におきましては、ご出席をくださるようお願いを申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、中井教育長、加藤監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告を申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

入江康仁議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さんおはようございます。

本日は、議会定例会の開催を要請させていただいたところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速でございますが、本定例会に当たりまして、1件の行政報告をさせていただきます。報告につきましては、指定金融機関の見直しについてでございます。

指定金融機関につきましては、現在、株式会社三十三銀行を指定しておりますが、指定からおおむね3年ごとに見直しを行うこととしており、このたび、令和5年度末において、前回の見直し後3年を経過することから、前回同様、紀北町の指定金融機関及び収納代理金融機関のうち、町内に支店を有しております株式会社百五銀行、株式会社三十三銀行、紀北信用金庫、伊勢農業協同組合に対しまして、紀北町が希望する条件を提示し、指定金融機関への希望の有無と条件について調査を行いました。

その結果、指定を希望された金融機関のうち、紀北町が提示する条件に最も近い株式会社三十三銀行を引き続き、指定金融機関とすることといたしましたのでご報告をいたします。

以上、1件をご報告いたしまして3月定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

入江康仁議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5

入江康仁議長

次に、日程第5 町政の一般説明を行います。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、令和6年3月議会定例会の開会に当たりまして、私の町政経営に対する基本的な考えを明らかにするとともに、令和6年度予算案につきまして、その概要を申し述べ、議

員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず初めに、令和6年元日に発生いたしました石川県能登地方を震源とする令和6年能登半島地震により、お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈りを申し上げます。ご家族、ご親族、関係者の皆様に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様並びにそのご家族の皆様にお見舞いを申し上げます。一刻も早い復旧復興とともに、一日も早く平穏な日常が戻りますよう、お祈りを申し上げます。

さて、今年には平成16年台風21号水害から20年の節目の年となります。

当時、町民のほとんどの方が、あのような大水害が起こるとは夢にも思っていなかったのではないのでしょうか。

旧海山町では2名の方がお亡くなりになり、十数名の方が負傷いたしました。また、相賀、船津地区を中心に多くの住家が床上、床下浸水の被害を受けました。

旧紀伊長島町におきましても、赤羽地区を中心に床上、床下浸水などの被害が発生する大水害となりました。

我々は、この大水害を決して忘れてはいけません。また多くの方々に支えられ、助けられたことも忘れてはいけません。

我々の住む紀北町は地理的、気象的に自然災害に対して極めて厳しい条件下にあり、平成16年の大水害をはじめ、幾度も大きな被害に見舞われております。

また、いつ起きてもおかしくないといわれている南海トラフ地震において、甚大な被害を受ける地域と想定をされております。

自然災害はいつどこで起きても不思議ではありません。これまで以上に気を引き締め、各地で発生した災害の教訓を生かし、豪雨、台風、地震津波などの自然災害に対する防災力、減災力をさらに強化するとともに、町民の皆様と力を合わせて、日頃の訓練や備えをしっかりと行い、安全で安心なまちづくりを全力で進めてまいります。

今年、熊野古道が世界遺産登録20周年を迎えます。和歌山県、奈良県、三重県にまたがる3つの霊場を登録対象とする世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」であります。平成16年7月7日に、町内に残る熊野古道伊勢路のうち、ツヅラト峠道、荷坂峠道、熊谷道、始神峠道、馬越峠道の5つの峠も世界遺産として登録をされました。

「紀伊山地の霊場と参詣道」は、人間の様々な営みと自然が一体となって形づくられた特別な意味のある文化的景観が高く評価されております。

これまで地権者の皆様、保全団体の皆様、地域の皆様などに貴重な古道を保存していただ

きましたことで、多くの方々に来訪していただいております。これまでのご協力に心から感謝を申し上げます。

熊野古道の歴史的価値や文化的景観を次の世代に引き継いでいくことが我々に与えられた使命であります。今後も町民の皆様や紀北町熊野古道連合会の皆様、関係者の皆様にご協力をいただきながら、このすばらしい熊野古道に世界中から多くの方々がお越しいただけるよう、整備保全に力を注いでまいります。

また、熊野古道世界遺産登録20周年記念イベントを紀北町と三重県が協力して開催してまいりますので、町民の皆様方にもぜひご参加をいただき、ともにお祝いをしたいと考えております。

4年前に日本で初めて感染者が報告され、猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、昨年5月8日から季節性インフルエンザと同じ感染法上の5類に位置づけられました。

国内での流行もやっと収束に向かいつつあるかのように感じますが、多くの感染者が軽症、無症状で感染に気づいていない状況であり、陽性率としては高い状況が繰り返し続いていると言われております。

マスク着用などの基本的な感染対策は個人や事業者に判断を委ねることが基本ですが、町といたしましては、気を緩めることなく引き続き感染予防対策に努めてまいります。

世界ではロシアによるウクライナ侵略、パレスチナ武装勢力とイスラエルの紛争、シリアの内戦などで多くの貴い命が奪われ負傷し、生活を壊された人々が、深い悲しみと怒り、大きな不安を抱いております。戦争は、軍人だけでなく、子どもや老人、全ての人々の命を奪う非道な行為であり、犯罪であります。いかなる理由があろうとも決して許されるものではありません。

世界中の紛争が終結し、平穏で安心して暮らせる生活が取り戻され、世界の平和が確立されることを強く願っております。

昨年は、7月後半から8月にかけて猛暑が続き、各地で記録を更新するなど、非常に厳しい暑さとなりました。秋になっても厳しい残暑はおさまらず、気温の高い状態が続き、季節外れの暑さとなりました。令和5年の気象統計によれば、紀伊長島で年間平均気温が過去最高の17.1度となり、年間降水量は2,622ミリと気象庁から発表されました。

人間活動によって化石燃料を大量に使ったことで、温室効果ガスの濃度が高まり、熱の吸収が増えたことが地球温暖化の大きな原因と言われております。また、木材などを資源にするため森林を伐採することによって、二酸化炭素の吸収量が減少していることも原因の一つ

と言われております。気候変動により、災害、生態系の変化、健康被害など各方面に影響が現れるのではないかと危惧されております。

紀北町は、令和3年、近隣の多気町、大台町、明和町、度会町、大紀町と、ゼロカーボンシティを宣言し、協力しながら、町内の温室効果ガス排出ゼロを目指しております。引き続き町民の皆様、事業者の皆様のご協力をいただきながら、温室効果ガスの削減に取り組んでまいります。

昨年12月に、国立社会保障・人口問題研究所が2020年に実施した国勢調査を基にした将来推計人口を発表いたしました。紀北町の推計人口は、2030年に1万1,275人、2040年に8,571人、2050年に6,336人と推計され、2020年の国勢調査人口1万4,604人を基準とすれば、3年間で8,268人、56.6%減となっております。

人口減少は地方自治体に大きな影響を及ぼしており、その対策が急務であります。地域の特徴を生かし、自立的で持続的な社会を創生する地方創生の取組を積極的に進めていかなければなりません。人口減少を食い止めることは一朝一夕でできることではないと承知しておりますが、その減少を少しでも鈍化させることも大変重要であり、交流人口や協働人口を増加させるDX、デジタルトランスフォーメーションを活用するなど、様々な角度から行動し、町民の皆様が日常生活を安心して送るために必要な各種のサービスを確保する努力を続けてまいります。

新型コロナウイルスの感染拡大により、物やサービスが滞ったことや、ロシアによるウクライナ侵略などにより、日本が輸入するものの国際的な相場が大きく上昇したことなどが原因で物価が上昇し、また円安による輸入コストの増加が、物価高騰に拍車をかけていると言われております。

このような状況の中、令和2年度から、これまで、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金約12億2,300万円と、町の一般財源約3億9,900万円を合わせた約16億2,200万円及び物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金約2億6,800万円と、一般財源1億1,900万円を合わせた3億8,700万円を活用して、新型コロナウイルス感染拡大防止対策、物価高騰の影響を受けた町民の皆様や事業者の皆様の負担軽減、子育て支援などの事業を積極的に実施してまいりました。

4月から始まります新年度は、紀北町第2次総合計画後期基本計画の中間年となります。特に後期基本計画において重点プロジェクトに設定した安全・安心を守り・高める安全のまちづくり、健やかな暮らしを支え・広げる健康のまちづくり、魅力とにぎわいを生かし・創

る活力のまちづくり、未来の創り手をつなぎ・育む学びのまちづくりに関連する施策や事業の重点的な推進を積極的に図ってまいります。また、本計画の実効性の確保を図るため、外部委員も含めた評価検証委員会により施策、事業の検証や評価の進行管理を着実に行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症の流行や、世界中で起きている紛争、円安も相まって物価が高騰し、町内の経済や町民の皆様の生活は大変厳しい状況が続いております。町内の経済活動を穏やかに持ち直しつつあると感じておりますが、引き続き、経済活動を元に戻し、さらに伸ばしていくことが重要であります。

町内の景気も劇的な回復が期待できない状況にあることから、令和6年度予算につきましても、令和5年度と同様に、国の交付金や、町の基金を有効に活用した経済対策などの事業を積極的に進める予算編成としております。

私は、まちづくりの根幹をなすものが健康であると確信しております。健康は笑顔をつくり、幸福の基礎となる。私が常に発信し続けている言葉でございます。町民の皆様が、生涯現役で元気に暮らせるまちを目指し、健康診査や健診、食事、睡眠、運動など、健康に関する施策や事業を引き続き積極的に進めてまいります。町民の皆様におかれましても、日々のちょっとした運動や食事を工夫することなどを継続して実践していただき、生活習慣の予防、健康の維持増進を図っていただきたいと考えております。

また、令和5年度から認知症を予防して元気に長生きしていただけるよう、高齢者向けのeスポーツ、脳の健康維持をサポートする脳活教室など、新しい事業にも取り組んでおりますので積極的なご参加をお願い申し上げます。

令和元年が46人、令和2年が42人、令和3年が53人、令和4年が38人、令和5年が42人、この数値は、令和に入ってから町の出生数でございます。合併当時の平成17年度には、127人でありましたのでおおよそ3分の1程度の出生数となっております。出生数の減少には様々な要因があると思われませんが、その解決策の一つとして、地域のみんなで協力し、支え合って支援していくことが重要であると考えております。

全ての子どもたちが、紀北町で健やかに成長する社会を目指し、結婚、妊娠、出産、子育ての各段階において、一人一人のニーズに合ったきめ細やかな子ども・子育て施策の充実を積極的に進めてまいります。

人口減少が地域に与える影響として、労働力不足などによる産業、雇用への影響、地域の担い手不足やコミュニティの低下などによる地域生活への影響、高齢人口の増加で医療、介

護の需要増加などによる医療福祉対策への影響、税金などの減少や社会保障関係費の増加などによる行政サービスへの影響などによりまして、広範囲にわたる大きな影響が出る可能性が指摘されております。

デジタル技術は、距離や時間の制約にとらわれず、人の能力や活動を拡張したり、効率化したりできる点に特徴があることから、人口減少により多くの影響が想定されている我が町においても、DXの推進はますます重要となっています。引き続き、デジタル技術を効果的に活用し、不便、不安、不利を解消し、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を進めてまいります。

なお、デジタル社会に欠かせないものがマイナンバーカードであります。本町においては町民の皆様のご協力によりまして、マイナンバーカードの取得率は県内でトップクラスでございます。マイナンバーカードは、デジタル社会のパスポートです。未取得の皆様におかれましては、マイナンバーカードの取得にご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

国は、令和6年度の予算編成につきましては、令和5年度補正予算と一体として足元の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げや、民需主導の持続的な成長の実現に向け、人への投資、科学技術の振興及びイノベーションの促進、GX、グリーントランスフォーメーション、DX、デジタルトランスフォーメーションの促進、少子高齢化対策、子ども政策の抜本強化、防災・減災、国土強靱化など、国民の安全・安心の確保、防衛力の抜本的強化を含む外交などについて必要な予算措置を講ずるなど、めり張りの効いた予算編成を行うとの考えの下で予算編成がされております。

このような予算編成の考え方に基づいて編成された令和6年度の国の一般会計歳入歳出予算の概算規模につきましては、112兆5,717億円で前年度当初比1兆8,095億円、1.6%の減と12年ぶりの減額になったものの、過去2番目の規模となっております。国の地方財政対策につきましては、一般財源総額は62兆7,180億円、地方税収は42兆7,330億円を見込み、不足分を補う地方交付税の総額は自治体への配分額で18兆6,671億円、前年度当初比1.7%、3,060億円の増となり、財源不足を補填するための臨時財政対策債発行額は54.3%減の4,544億円と大幅に抑制されております。

政府の主要施策のうち、賃上げの実現関連では、医療福祉現場で働く幅広い方々などの処遇改善を実施、子ども政策関連では、児童手当の抜本的拡充や、幼児教育、保育の質の向上に取り組むほか、子どもの医療費助成に係る国民健康保険への減額調整措置の廃止も実施するとされております。

デジタル関連では、デジタル田園都市国家構想交付金を前年度と同額の1,000億円が計上され、デジタル行政改革の先行モデル的取組や、観光、農林水産業の振興等の地方創生に資する取組を支援すると言われております。

令和6年度の予算編成につきましては、先ほど来述べてまいりました町を取り巻く経済情勢や国の動向などを十分見極めた上で、町民の生命、健康、生活を守り、これまでのコロナ禍や物価高騰などの影響を受け、疲弊している町内の経済活動を支える対策を講じることが重要であるとの考えを基本として、積極的な予算編成を行いました。

本町の令和6年度一般会計当初予算につきましては、令和5年度当初予算と比較して3.1%、3億2,818万8,000円増の合併後2番目となる大型予算となっており、総額109億4,946万4,000円であります。歳入の主なものは、地方交付税が45億5,420万円で全体の41.6%を占め、次いで繰入金15億9,821万6,000円、町税12億2,064万3,000円の順となっております。

歳出の主なものは、民生費が29億9,036万8,000円で全体の27.3%を占め、次いで、総務費17億1,032万円、公債費14億5,346万6,000円の順となっております。

歳出につきましては、前年度当初予算と比較して、総務費で14.1%、民生費で11.4%、土木費で10.1%と大きな増加となっております。消防費につきましては、汐ノ津呂排水機場整備事業の事業費が前年度当初予算と比較して、2億9,969万1,000円減額となったことにより、24.6%の減少となっております。

経費別では、前年度当初予算と比較して、人件費が6.7%の増加となっておりますが、民間企業などの動向を踏まえ、給与などの見直しを行ったことによるものでございます。普通建設事業費が22.3%の減少となっておりますが、土木費は、増加しており、消防費に計上している汐ノ津呂排水機場整備事業の事業費が減少したことによるものです。物件費が9.2%の増加となっておりますが、物価高騰などの影響により、委託料が大きく増加していることや、国が進める自治体情報システム標準化対応経費、急傾斜地崩壊対策事業の県への委託料が増加したことによるものでございます。維持補修費が33.9%の増加となっておりますが、本年度につきましても、学校をはじめとする施設などの老朽化に対する修繕につきましては、できるだけ先送りしない姿勢で予算計上したことによるものです。補助費などが19.2%の増加となっておりますが、東紀州環境施設組合負担金や三重紀北消防組合負担金の増加、上里保育園改修工事に対する補助金を計上したことによるものでございます。

このように、令和6年度当初予算につきましても、前年度と同様、本町の必要な予算を計

上させていただいております。町民の生命と健康、生活を守るための施策や地域経済を回復させるための施策、基幹産業である農林水産業活性化のための施策、脱炭素社会を推進するための施策、DXの推進による新たな未来社会の実現に向けた施策を積極的に予算計上しております。

さらに、地域からの要望等を踏まえ、道路、橋梁、河川関係工事、生活に密着した必要不可欠な事業を予算化しております。

これらの施策を実現するための財源といたしましては、基金を有効に活用するとともに、国・県の補助金、交付金をはじめ、合併特例事業債、過疎対策事業債などの有利な起債の活用を図るなど、財政の健全性の確保に努めております。

特別会計では、国民健康保険事業特別会計が18億9,455万5,000円、介護サービス事業特別会計が1億8,180万8,000円、後期高齢者医療特別会計が6億2,863万6,000円、水道事業会計では、支出ベースで6億6,419万9,000円となっており、特別会計、水道事業会計も全て予算額が増加しており、一般会計を含めた全会計の予算額は143億1,866万2,000円となっております。

それでは、令和6年度の主な施策の概要について、紀北町第2次総合計画の5つの基本目標に沿って、申し上げます。

まずは、基本目標1つ目の「ずっと暮らせる安全・快適なまち」についてであります。

近年の災害の特徴といたしましては、世界的な異常気象や気候変動などにより、多発的、激甚化的に発生しており、台風の大型化や線状降水帯による豪雨、それらに起因する河川の氾濫、浸水被害、土砂災害などについても甚大な被害を及ぼすものが頻繁に発生しております。

本町においては、町内8か所にある排水機場の更新整備を順次実施しているところでございます。特に、令和5年度より本格的に工事着手しております汐ノ津呂排水機場整備事業により、既存の排水機場を運用しつつ、新たに排水ポンプを整備し、相賀地区の浸水被害の軽減を図ってまいります。

地震については、冒頭でも申し述べました。能登半島地震では最大震度7を観測するなど、震度5以上を超える地震が各地で発生していることや、津波についても、様相を変え、遠隔地での海底火山の噴火によるものや、震度を観測しない津波の発生など、今までにない状況が起こっております。

また、近い将来、甚大な被害が想定される南海トラフ地震の対策については、過去の震災

を教訓として取り組んでいく必要があります、防災・減災対策はますます重要な施策となっていることから引き続き重点的に進めてまいります。

全ての災害から身を守るすべは困難なものがありますが、自助・共助・公助の3助、特に自助において、一人一人の防災に対する意識を高めることが、共助・公助につながるものであると思いますので、防災意識の高揚に努めるため、自主防災会や関係機関との連携を図り、防災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、共助については地域のコミュニティ力が重要であることから、地域の特徴や実情を把握している自治会をはじめ、自主防災会、消防団との連携をより深め、本町の防災アドバイザーである川口淳教授をはじめとする三重大学教員、企業、役場協働の産学官連携の防災講演会や研修会などの開催を実施するなど、防災意識の高揚につなげ、地域防災力の強化を図ってまいります。

さらには、高齢化が進む中、将来、防災対策の担い手となる児童・生徒への防災教育を実施することで、郷土愛を深めるにとどまらず、防災意識の一層の高揚を図ってまいります。

火災や救急業務への対策でございますが、去年は住宅密集地での大きな火災も発生しましたが、三重紀北消防組合や消防団との連携強化を図り、初動体制を確立することで、迅速な消火活動を実施し、地域住民の生命財産を守ってまいります。

防災対策では、地域防災力の向上による安全快適なまちづくりに関係機関、関係団体との相互連携を強化し、取り組んでまいります。

特に、全国的にも多発している高齢者などを狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺対策として、怪しい電話がかかってきた際の警告や通話録音機能を有する特殊詐欺など被害防止機器の購入に対する補助制度を引き続き実施してまいります。

すみません。今まででお話しした中で、4ページの1万4,604人を基準とすれば、30年間でと読むところを、3年と読んだそうでございます。訂正をお願いします。30年間で、8,268人、56.6%の減と、訂正をお願いいたします。ありがとうございます。

申し訳ございません。引き続き、次に、海岸保全施設整備事業では、矢口漁港海岸について、引き続き農山漁村地域整備交付金を活用いたしまして、事業の早期完成に努めてまいります。

また、防災重点ため池につきましては、馬瀬・宮谷池において、引き続き防災・減災対策の強化を図ってまいります。

次に、山地災害対策では、県と連携し、治山事業の円滑な実施を図るとともに、鍛冶屋又

官行造林地の深層崩壊につきましては、国・県・町の3者協議によりまして、引き続き土砂や流木の流出対策の検討を進めてまいります。

また、人家などに対して倒木の危険のある立木による被害を予防するため、自治会が実施する危険木の伐採に対して、引き続き支援するとともに、流木による河川下流域や海域への被害の軽減を図るため、流域防災機能強化対策事業により、危険木の伐採などを実施してまいります。

町内の水害や土砂災害を未然に防止するため、関係機関と連携の下、河川改修や河口閉塞防止、急傾斜地の崩壊防止など、治水・治水対策を推進してまいります。

土石流対策では、県防災事業として、船津・在ノ上北谷や長島・寝釈迦川などの砂防工事の推進、砂防堰堤の埋塞土砂撤去が引き続き予定されております。

急傾斜地崩壊対策では、県及び町事業として出垣内地区におけるのり面対策工事が予定されております。

治水対策では、県河川事業として銚子川、赤羽川ほかの堆積土砂の撤去と、赤羽川、出垣内地区及び船津川、船津地区ほかの堤防補強工事が予定されております。

また、町河川事業として、準用河川宮前川の河川改修工事の実施と、河川維持のための修繕工事を実施してまいります。

港湾海岸整備では、県事業として中之島地区高潮対策工事が引き続き予定されております。

また、船津川、銚子川の河口閉塞対策といたしまして、河口堆積土砂撤去が引き続き予定されています。

道路交通網においては、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤で、産業活動や住民生活を支える基盤となっております。今後も住民生活の利便性、安全性の向上など、幹線道路の整備を促進してまいります。

県の道路事業では、国道422号、下地・志子工区、大原工区及び県道矢口浦上里線・矢口浦地区の道路改良工事と、県道須賀利港相賀停車場線・相賀橋の橋梁更新事業が引き続き予定されています。また、県道長島港線・長島地区の道路改良事業におきましては、用地測量を予定しております。

町の道路事業では、相賀桜町7号線、井の島山本2号線ほか9路線の道路改良工事及び小山里ノ内線ほか6路線の道路舗装工事を実施してまいります。

また、道路メンテナンス事業補助金を活用し、橋本橋ほか4橋の改修工事や白浦トンネルの修繕工事を実施してまいります。

県の公園事業では、旧古瀬川プールの施設撤去工事を予定しています。

木造住宅耐震補強事業については、耐震診断、耐震補強を促進するとともに、解体工事につきましても、補助件数、補助金をともに倍増させ、解体を促進することにより、地域の安全を維持してまいります。

また、所有者の不在や適切に管理されていないことが全国的にも問題となっている空き家等について適正に管理されるよう指導などを行うとともに、保安上の危険排除、景観の保持など、生活環境の保全を図るための対策に取り組んでまいります。

水道事業では、適切な施設の維持管理により、長寿命化を図り、老朽化した施設の設備の更新、排水管などの耐震化及び漏水調査などを実施し、管路網の整備に取り組んでまいります。

また、新たに策定した水道ビジョン及びこれまでに策定した中長期計画に基づき、計画的な水道事業を推進することで、経営の健全化に努めてまいります。

さらに、良質な水源の保持・確保のための水質検査を引き続き実施し、町民の皆様へ安全・安心かつ、安定的な水道水の供給に努めるとともに、水道事業に対する啓発活動にも継続的に取り組んでまいります。

しかしながら、昨今の物価高騰による動力費及び原材料費の値上げ等により、施設の維持管理等は財政的にも苦しい状況となっております。今後、水道施設の維持管理、更新及び管路の耐震化を計画的に進めるためには、事務経費の見直しや削減などの自助努力を行い、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

環境衛生対策では、循環型社会の形成とともに、豊かな自然を尊び、自然と調和のとれた生活を継承していくため、包括的に環境施策の推進を図ってまいります。

廃棄物の処理については、現ごみ固形燃料化施設の安定稼働に努めていくとともに、重要課題であるごみの減量及びリサイクルを強力に推進するための施策を実行してまいります。

さらに、環境負荷を軽減しつつ、将来にわたって安定的なごみ処理能力を確保するため、循環型社会形成に寄与できる一般廃棄物処理施設の整備に取り組む必要があり、東紀州環境施設組合による広域ごみ処理施設の整備を進めてまいります。

また、地球温暖化対策といたしまして、2050年カーボンニュートラルを見据え、紀北町地球温暖化対策実行計画の区域施策編の策定に着手し、地域一体となった地球温暖化対策を進めてまいります。

生活環境の保全では、浄化槽設置に対する助成を継続し、町全体の水質改善に取り組んで

いくほか、自然と共生の町宣言の具現化を目指し、制定した紀北町生活環境の保全に関する条例に基づき、施策を進めてまいります。

公共交通については、町民の皆様にとってより身近な移動手段が確保できるよう、交通体系の改善、進展に努めてまいります。

情報化につきましては、デジタル田園都市国家構想の交付金を活用し、利便性のあるサービスの提供を目指してまいります。また、利便性とセキュリティの向上のため、システムの更新を行ってまいります。

次に、基本目標2つ目の「やさしさと支え合う健康・福祉のまち」についてであります。

少子高齢化が急速に進展する中、全ての住民が世代を超えて支え合いながら、住み慣れた地域で、生涯にわたって健康で生きがいを持って暮らすことができる「やさしさと支え合う健康・福祉のまち」づくりを進めます。

子育て家庭に対する支援として、地域子育て支援センターや放課後児童クラブの運営に対する支援を引き続き実施してまいります。また、安心して子どもを産み育てることができる地域づくりに向け、妊娠期から出産、子育てまで一貫して、様々なニーズや相談に応じた伴走型支援や経済的支援を実施する出産子育て応援給付金事業や、保育所に対する支援を引き続き行ってまいります。特に、本年度においては、上里保育園の改築に対して補助を行い、保育環境の充実を図ります。

町単独の支援として実施しております3歳から5歳児の保育所の副食費及び幼稚園の給食費、3人目以降の小学校、中学校の給食費の無料化を引き続き実施するなど、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っております。

子ども医療費の助成は、年度末到達年齢で入院は18歳、通院は15歳までを実施してまいりましたが、今年の9月診療分からは、通院に対する助成の対象範囲を18歳まで拡大いたします。

また、義務教育初年度に当たる小学校入学時の新入学用品の現物支給や、小・中学校における就学援助費での新入学用品費の入学前支給を引き続き実施し、子育てを応援してまいります。

子育てしやすい環境づくりとともに、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう地域づくりに向けて、ポータルサイト「きほくファミラボ」において、内容の充実を図るとともに、結婚による新しい生活をさらに応援するための結婚新生活支援事業や、不妊治療への助成を引き続き行ってまいります。

高齢者福祉施策では、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを生涯続けること

ができるよう、地域包括支援センターの機能強化、認知症の早期診断、早期対応に対応した体制強化、生活支援コーディネーターを中心とした支え合う体制づくりの推進、通いの場や、住民憩いの場の活用などにより、介護予防につなげてまいります。

また、緊急通報装置の設置、配食サービスなど、町独自の事業を引き続き実施するとともに、新たに火災報知機及びエアコンの設置への補助をすることで、高齢者が地域で安心して暮らせる地域づくりを推進してまいります。

次に、町立老人ホーム赤羽寮では、利用者にとって安全・安心で快適に暮らせる安らぎとぬくもりのある住まいとして、また、ご家族にとっても安心して預けることができるサービスの提供を行うとともに、施設の安定した運営を図り、利用者の皆様に喜んでいただけるよう、引き続き努めてまいります。

また、養護老人ホーム赤羽寮について、建て替えの検討を進めてまいります。障害者福祉施設では、障害の重度化、重複化や介護者の高齢化も進み、障害者支援全般の一層の充実が求められます。引き続き、障害者総合支援センターや障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの介護訓練などの給付事業の円滑な運用をはじめ、腎臓機能障害による人工透析の通院に要する費用の助成につきましては、福祉タクシー利用者に対する助成額を見直し、経済的負担の軽減を図ります。

また、発達が気になる子どもの療育支援体制の充実を図るため、尾鷲市と共同で、旧ふなつ幼稚園に児童発達支援施設を整備し、住み慣れた町で暮らし続けられる支援体制の構築を引き続き目指してまいります。

次に、町民の皆様様の健康づくりについては、生活習慣病などの予防のために、「ちょい減らしプラス10」を健康づくりの合い言葉に、食生活の改善と運動習慣の定着を目指してまいります。

「ちょい減らし+10チャレンジ」については、9年目を迎え、「ちょっとチャレンジ、ずっと健康」をキャッチフレーズに、より多くの皆様に、より気軽に参加していただくため、美村ヘルスケアアプリも活用しながら、元気づくり推進員の方々や町内事業者と連携し推進してまいります。

紀北健康センターにおきましては、施設を活用した水泳教室や講座をより一層充実させ、指定管理者と連携し、さらなる魅力向上につなげてまいります。

また、健康的な生活習慣の重要性に対し関心と理解を深めるため、健康スポーツクラブの講座の充実などによりまして、健康意識の向上や健康づくり、体力の維持増進に努めてまい

ります。

検診事業では、国が推奨しているがん検診の胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの5大がん検診と、国民健康保険被保険者の40歳から74歳の方を対象にした特定健診を全て無料にすることで、引き続き受診率の向上を図り、病気の早期発見、早期治療につなげてまいります。

母子保健では、これまで妊産婦に対する健康診査や、1歳6か月児及び3歳児に対する健康診査を実施しておりますが、新たに1か月の乳児に対する健康診査の費用の助成を実施することで、健やかな子育てにつながるよう努めてまいります。

予防接種では、新型コロナウイルスワクチン接種がインフルエンザと同様に、B類疾病の定期接種となることから、個人の発症、またはその重症化を防止して併せて蔓延の予防のため、65歳以上の方などに対して助成をしております。

国民健康保険につきましては、平成30年度から三重県が一保険者として、運営主体となり、県内の各市町が広域化しているものの、医療の高度化、被保険者の高齢化などによる1人当たり医療費の増加や被保険者の減少など、厳しい事業運営を余儀なくされている状況にあります。

よりよい事業運営の施策の一つとして、医療費の適正化に向けた医師会などとの連携により、疾病重症化予防策を講じ、さらに特定保健指導の充実を図るなど、保健事業を積極的に展開してまいります。

次に、基本目標3つ目の「魅力と活力ある産業のまち」についてであります。

農業振興施策では、安定的な水の利用を確保するため、一般土地改良事業などにより、農業用水路や揚水機場などの農業生産基盤について適切な維持管理に努めてまいります。

また、県営事業では、引き続き県営中山間地域総合整備事業の紀北2期地区の事業を実施し、農業生産基盤を計画的に整備してまいります。

町内6か所の湛水防除の農業用排水機場につきましては、県単排水施設整備事業により、引き続き中里排水機場の機器更新整備などを進めてまいります。

さらに、人・農地プラン事業による新規就農者への支援をはじめ、農地中間管理機構を活用した農地の借り手と貸し手に対する支援、農業、農村の多面的機能の維持、発揮を図るための地域の共同活動に対する支援を引き続き行ってまいります。

有害鳥獣対策では、引き続き猟友会と連携した有害鳥獣の適切な駆除や農村見守り支援員による追い払いなどを実施するとともに、野生鳥獣による農作物への被害防止を目的とした

防護柵などの設置に係る資材購入費への助成や、鳥獣被害防止総合対策事業により、猿の行動域調査などを行い、被害の軽減に向けた取組をさらに進めてまいります。

町内3か所の農地海岸の海水浴場施設につきましては、指定管理者などと連携し、これまでの海水浴場の利用に加え、施設の新たな利活用を図り、地域の活性化につなげてまいります。

次に、林業振興施策では、森林経営管理制度の取組として、森林所有者の意向調査や、森林境界の明確化を実施するとともに、手入れの行き届いていない森林について、林業経営に適さない森林は公的に管理し、林業経営に適した森林では、地域の林業経営者に森林管理をつなぐ取組を進めてまいります。

さらに、森林環境譲与税を活用した取組として、民有林道などの維持管理や森林所有者などが実施する造林事業、林業従事者の資格などの習得や安全装備品の購入、インターン制度への支援を引き続き実施するとともに、新たに林道施設などの定期点検を実施してまいります。

また、地域おこし協力隊による尾鷲ヒノキの学習及び林業技術を習得するとともに、就業体験の募集及びコーディネート、林業の情報発信に力を入れてまいります。

町有林造成事業では、森林経営計画に基づいた町有林の管理に努めるとともに、森林組合などへの民間委託方式により計画的な間伐などの事業量を確保することで、林業技術の伝承や雇用の創出を図るとともに、FSCグループ認証を取得した町有林の適切な森林環境に努めてまいります。

町管理林道では、新たに林道江竜線の舗装事業や林道橋梁の修繕設計を実施し、林道の適切な維持管理に努めます。

次に、尾鷲ヒノキ材について、その販路拡大に向け、関係団体と連携の下、地域産材の需要拡大及び地域経済の活性化を図るとともに、木材関連事業を支援するため、町内の製材所から出荷された地域産材を使用した木造住宅建築に対する支援では、補助単価や補助金の上限額の引上げなど、事業の拡充を図ってまいります。

みえ森と緑の県民税市町交付金事業では、地域住民などが実施する集落周辺の里山整備、学校などが取り組む森林環境教育学習に対して引き続き支援してまいります。

次に、水産業振興施策では、三重外湾漁業協同組合と連携した種苗放流事業など、水産資源の増殖を図るほか、漁業近代化資金や漁業経営維持安定資金への利子補給による漁業経営の改善、外国人漁業研修生の受入れなど、引き続き多方面から地域水産業を支援してまいり

ます。

また、三重外湾漁業協同組合の共同利用施設につきましては、長島港及び引本港の船揚げ施設、長島港棧橋の更新に支援してまいります。

熊野灘における浮魚礁の整備については、三重県で進めていただいております、老朽化に伴い、令和5年度に1基が更新され、現在2基で運用されておりますが、漁船漁業における生産性の向上と漁獲量の増加を図るため、引き続きさらなる増設を県に要望してまいります。

水産多面的機能発揮対策事業では、沿岸域の海藻が減少する磯焼け対策として、漁業者などの活動組織が行う藻場の食害生物の駆除や、漁場環境の保全活動を支援し、内水面漁業につきましては、銚子川環境保全会が取り組む河川環境の保全活動などを引き続き支援してまいります。

また、新たに引本地区では、藻場の食害生物の駆除を実施いたします。

漁業後継者減少問題などへの対策として、水産業への興味や水産資源の豊かなまちの魅力を知っていただくことを目的に、町内の中学校1年生を対象に水産スクールを引き続き開催してまいります。

次に、三重外湾漁業協同組合、水産関連団体が参画する長島地区産地協議会と連携し、長島港魚市場の衛生化に取り組むとともに、アオリイカなどの漁獲物の向上対策、魚食普及や地産地消の取組などを推進し、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、漁港管理事業では、引き続き町内の5つの漁港施設の維持修繕を行いながら、適切な管理に努めてまいります。

商工業の振興では、町内の小規模事業者への支援として、みえ熊野古道商工会が実施する事業に対する助成や、小規模事業者の経営の安定と改善のため実施している小規模事業者経営改善資金及び新型コロナウイルス感染症関連融資に対する利子補給、創業支援制度として、保証料の補助を引き続き実施してまいります。

さらに、中小企業の労働生産性の向上を図るため、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業の設備投資を引き続き支援してまいります。

また、建築業を中心とした地域経済を活性化し、良好な住環境を実現するための住宅リフォームに補助をしてまいります。

物産振興事業では、都市部やV I S O Nなどの物産展において、地域産品の魅力を発信、販売促進に引き続き努めてまいります。

ふるさと納税については、寄附者の分析や返礼品の充実を図るなど、多くの皆様からご寄

附をいただけるよう努めてまいります。

そして、いただいた大切なご寄附は、教育環境の充実などに有効に活用させていただきます。

さらに、地域活性化企業人を受け入れ、地域製品の開発、販路開拓、拡大等を図り、自主財源の確保につなげてまいります。

集客交流施設として、観光案内人設置の継続や、道の駅紀伊長島マンボウ、道の駅海山や始神テラスを特産品の販売や情報発信の基地として、また、けいちゅうを利用した集客交流を促進してまいります。

同様に、年末きいながしま港市や海・山こだわり市などの物産販売イベントについても、安全・安心に配慮し、町内製品の消費拡大につなげてまいります。

次に、観光振興施策では、ウィズコロナ時代における観光の本格的な回復を見据え、国内外を対象とした滞在型観光の教育旅行の促進を図るとともに、外国人観光客等、インバウンドへの対応を図ってまいります。

また、本町が誇る自然環境は、人・歴史・文化に対する多様な観光ニーズに応えるため、地域おこし協力隊を活用した地域資源の磨き上げと、体験、体感できる滞在型観光コンテンツを造成し、さらなる魅力アップに努めてまいります。

令和6年度に世界遺産登録20周年を迎える熊野古道の各峠を歩くだけでなく、町内の宿泊や食を絡めた伊勢路踏破の魅力PRに力を入れることや、ナショナルサイクルルートとして指定されている太平洋岸自転車道などを活用してのサイクリング事業など、広域連携を進め、地域同士の交流の促進と地域全体の活性化を推進してまいります。

本町の新しい情報を常に発信するためのPR用テレビ・ラジオ番組の制作や観光振興PR活動として、紀北町観光協会への支援を引き続き実施してまいります。

また、新たな地域おこし協力隊による外部からの視点を取り入れたまちづくりや、観光振興などにより、地域の活性化に取り組んでまいります。

さらに、公益財団法人岡田文化財団様が実施する、三重県「さくらプロジェクト」に応募し、令和6年度に500本の桜の苗木を寄贈いただくことになりました。始神テラスを中心に、始神さくら広場や銚子川流域に桜を植樹することで、高速道路や国道からも桜を楽しむことができる新しい名所づくりにも取り組んでまいります。

次に、基本目標4つ目の「心豊かに夢を育む教育・文化のまち」についてであります。

幼児教育では、自然との触れ合いや友達との関わりなど、幼稚園、保育所での集団生活の

中で自発的な活動を促し、発達に必要な豊かな経験を通じて生きる力を育むとともに、家庭との連携を深め、基本的な生活習慣と協調性を育む教育を推進してまいります。

また、令和元年10月より実施しております幼児教育の無償化に伴い、幼稚園教育や一時預かり保育におけるニーズの多様化に対応しながら、引き続きたくましい心と体を育む幼児教育の充実を図るとともに、幼児期に学んだ経験が義務教育及びその後の教育へと円滑につながるよう、幼児と児童の交流や、教師などの合同研修会を実施し、幼稚園、保育園、小学校との連携強化に努めてまいります。

学校教育では、生きる力の育成のため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視した教育を推進するとともに、支援を必要とする子どもに対しては、能力や可能性を最大限に伸ばすことができる特別支援教室を推進してまいります。

また、地域に開かれた信頼できる学校づくりを推進するとともに、学校施設の整備を行い、安全・安心な学校づくりに努めてまいります。

政府のGIGAスクール構想に基づき整備されたICT教育機器を活用して、協働的な学びの中で、主体的・対話的で深い学びを推進するとともに、誰一人取り残さないよう、個別最適化された学びを推進してまいります。

さらに、学力向上、豊かな人間性の教育、健康体力の増進と、個性や創造性を伸ばすことを基本として、支援の必要な児童・生徒への介助教員、介助員の配置を引き続き行ってまいります。

また、紀北町子どものいじめの防止等に関する条例の理念に基づき、町及び学校などが連携し、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりを進めるとともに、全ての小・中学校において、学級満足度調査を実施し、いじめの早期発見と早期対応に努めてまいります。

さらに、子ども一人一人の学校生活における満足感や安心感、学習意欲など児童・生徒の理解を深めることにより、個に応じた指導を進めてまいります。

中学校では、「生きる力を育む」という理念の下、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するため必要な思考力、判断力、表現力などの能力を育む指導を行ってまいります。

また、外国語教育では、令和元年度より小学校5・6年生で外国語、小学校3・4年生では外国語活動が始まりました。

小・中連携にて、外国語活動、外国語教育を通してコミュニケーション能力を高め、グローバルな視点で異文化を理解する学びを推進するとともに、ALTの4名体制を継続してまいります。

また、総合教育会議、教育委員会との連携を密にしながら、学力・体力の向上や学校の適正規模・適正配置などの諸課題に対応してまいります。

さらに、コミュニティ・スクールの推進、学校支援地域本部事業、地域未来塾事業を実施することにより、幅広い分野の方々の参画を得ながら、学習支援、学校環境整備、学習教育活動などの活動、学校部活動の地域連携を行い、学校、家庭、地域住民などによる相互連携協力の強化の下、町全体で子どもを育てていく仕組みづくりを進めてまいります。

学校給食につきましては、紀伊長島地区は、紀伊長島学校給食センターから、海山地区は海山学校給食センターから、より安全で、安心な学校給食の提供とともに地元食材の活用を推進いたします。

生涯学習については、町民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習講座や公民館講座などの学習機会を充実させるとともに、デジタル社会への対応策として、高齢者向けのスマホ相談会を実施してまいります。

また、紀伊長島図書室と海山図書室におきまして、幼児から高齢者まで、各年齢層の町民が集まり、学習しやすい図書室を目指し、図書などの充実を図ってまいります。

青少年の育成では、豊かな人間性を育み、心身ともに健やかに成長することができるよう、いきいき子ども学園の継続や、スポーツ少年団などの活動を支援するとともに、青少年育成連絡会議など関係団体と連携し、関係機関、家庭、地域が一体となって、子どもたちを守り育てていく環境づくりを目指してまいります。

生涯スポーツにつきましては、体育協会などの関係団体を支援していくとともに、「権兵衛の故郷走ろう大会」や「町民駅伝大会」などを開催し、スポーツ機会の提供、普及促進に取り組んでまいります。

また、一人でも多くの子どもたちに夢を持つすばらしさを伝える「夢の教室」の開催や、全国大会などに出場する選手の支援、成績優秀者の表彰、「美し国三重市町対抗駅伝大会」への参加など、競技スポーツの振興に努めるとともに、町内スポーツ団体が開催する大会の支援を推進してまいります。

スポーツ交流の推進としては、スポーツ合宿の誘致に向け、様々な媒体での情報発信のほか、県内外での誘致活動を進めるとともに、観光協会と連携した合宿プランの提供など、受

入れ体制の強化を図ってまいります。

文化・芸術については、多様な文化活動や芸術活動が行えるよう、文化団体を支援するほか、一流アーティストなどによる演奏会、演芸会を開催することにより、優れた文化・芸術に触れる機会をつくってまいります。

次に、基本目標5つ目は「ともに担う参画と協働のまち」についてであります。

今後、財政状況が厳しさを増すことが想定されており、高度化、多様化する行政ニーズに対応し、自立したまちを創造・経営していくためには、町民の皆様との協働により、町政の運営を進める必要があります。

このことから、その中心的役割を担う自治会の活動拠点である集会所について、年々維持管理費が厳しくなっていることに鑑み、引き続き一定の支援を講じてまいります。

そして、町民の皆様との協働によるまちづくりに向け、行政活動の報告と紀北町まちづくり協議会におきまして、今後のまちづくりに向けた意見交換を行ってまいります。

さらに、SDGsの目標にもありますジェンダー平等の実現や男女共同参画社会の形成は大変重要であり、特に女性が活躍する社会の実現に向けた取組を促進するために、引き続き各種審議会や委員会などへの女性の参画を促し、ご意見をいただくこととしております。

これらの各種方面の皆様からいただいた様々な意見、ご要望などを踏まえ、これからのまちづくりを町民の皆様と協働して進めていくことで、本町のさらなる発展に向けた取組を加速してまいります。

また、人口減少や高齢化が進む中であっても、地域の活力を維持できるよう、外部の視点を生かせる地域おこし協力隊の任用を加速させるとともに、空き家バンク制度を通じた移住対策や関係人口を増やす取組などにより、町・地域を活動の場とした協力体制を確立し、町が抱える地域課題の解決を目指してまいります。

町内5か所で行っている出張所業務を令和7年度から各地区にある郵便局8か所に委託するよう準備を進めており、今年度は事前の準備として、各郵便局に設置する機器などの導入を進めることとしております。

町民の皆様のご利便性の向上にも資する事業でありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

このほか、第4次紀北町行財政改革大綱に基づくアクションプログラムを推進し、町民の皆様のご参画や協働に重点を置いた持続可能な行政経営に取り組んでまいります。

また、町民の皆様が、簡便かつ正確に本人確認や行政機関などからのサービスを幅広く受

けることができるように、マイナンバーカードの取得しやすい環境づくりとともに、その利活用を進めてまいります。

さらに、国のフロントヤード改革モデルプロジェクトで、モデル自治体に選ばれたフロントヤード改革を進めてまいります。

フロントヤードとは、自治体と町民の皆様との接点となる庁舎窓口や公共施設において、従来型の対面紙申請から、非対面のオンライン申請や、対面でも書かない窓口を導入する取組でございます。このような取組で、町民の皆様にも迅速で分かりやすい情報が提供できるよう、情報発信の手段を形成してまいります。

以上、町政経営に臨む私の基本的な考え方と令和6年度に講ずるべき主要施策について申し上げます。

引き続き、全ては住民目線で、全ては住民とともにの基本姿勢の下、現場を重視するとともに、時代の変化や要請を的確に把握し、柔軟な発想と広い視野で、紀北町第2次総合計画の将来像に掲げた「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」の実現に向け、紀北町の人、地域、産業や各種団体、活動など、全てが元気となるよう町民の皆様と協働によるまちづくりを積極的に進めてまいります。

町民の皆様の「命と健康」、「暮らし」を守るために、職員とともに全力を尽くしてまいりますので、議員の皆様をはじめ、町民の皆様のお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げます。施政方針といたします。

ご清聴ありがとうございました。

入江康仁議長

以上で、町政の一般説明を終わります。ここで11時10分まで暫時休憩といたします。

(午前 10時 55分)

入江康仁議長

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 10分)

日程第6～日程第25

入江康仁議長

議事を進めます。

お諮りします。

日程第6 議案第4号から日程第25 議案第23号までの20件の議案については、提案理由並びに内容説明を求めるに当たり、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、議案20件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、まず提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第4号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議についてであります。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、三重地方税管理回収機構規約の一部を変更することについて、協議する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため議会の議決を求めるものであります。

議案第6号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。会計年度任用職員の勤勉手当の支給及び給料表の見直しに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第7号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じた

ため議会の議決を求めるものであります。

議案第8号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。国民健康保険法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため議会の議決を求めるものであります。

議案第10号 紀北町漁港管理条例の一部を改正する条例であります。漁港漁場整備法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため議会の議決を求めるものであります。

議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例であります。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため議会の議決を求めるものであります。

議案第12号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例であります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例であります。紀北町立矢口小学校を廃校することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例であります。水道法等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第15号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第8号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,460万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億9,425万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ735万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,435万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,052万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ 6 億 5,097 万 6,000 円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第 18 号 令和 5 年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）であります
が、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,672 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総
額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,542 万 3,000 円といたしたいので、議会の議決を求めるものであ
ります。

議案第 19 号 令和 6 年度紀北町一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳
出それぞれ 109 億 4,946 万 4,000 円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第 20 号 令和 6 年度紀北町国民健康保険事業特別会計であります。歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ 18 億 9,455 万 5,000 円といたしたいので、議会の議決を求めるもので
あります。

議案第 21 号 令和 6 年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算
の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 2,863 万 6,000 円といたしたいので、議会の議決を求めるもの
であります。

議案第 22 号 令和 6 年度紀北町介護サービス事業特別会計予算であります。歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,180 万 8,000 円といたしたいので、議会の議決を求めるも
のであります。

議案第 23 号 令和 6 年度紀北町水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予
定額につきましては、収入を 3 億 7,907 万 1,000 円、支出を 3 億 6,777 万 5,000 円に、資本的収
入及び支出の予定額につきましては、収入を 1 億 8,962 万 2,000 円、支出を 2 億 9,642 万 4,000
円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、20 件の議案につきましてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞ
れ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを
申し上げます。

入江康仁議長

それでは、続いて、議案の内容説明を求めます。

まず、議案第 4 号についての内容説明を求めます。

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

それでは、議案第 4 号につきまして、ご説明いたします。

議案書 1 ページをご覧ください。

議案第4号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、三重地方税管理回収機構規約（平成16年三重県指令地振第04-1021号）の一部を変更する規約を別紙のとおり定めることに関し、関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、三重地方税管理回収機構規約の一部を変更することについて協議する必要が生じたためでございます。

最初に経緯及び概要についてご説明いたします。

令和6年度から、国税であります税額1,000円の森林環境税につきまして、個人住民税の均等割と併せて市町が賦課徴収を行うこととなります。それに伴い、令和6年度以降、滞納となった個人住民税の移管に当たっては、森林環境税が含まれてくることが想定されます。

しかしながら、現時点での三重地方税管理回収機構規約では、森林環境税の徴収について明記されていないことから、今後、森林環境税を含む滞納となった個人住民税の移管ができるように規約の変更を行うものでございます。

それでは、変更内容につきましては、新旧対照表に沿ってご説明いたします。

議案書3ページをお願いします。

三重地方税管理回収機構規約の一部を変更する規約新旧対照表です。左側が新、右側が旧でございます。

機構の共同処理する事務第3条第1号中、「いる地方税」の次に、「並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第7条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税」を加えるものです。

議案書2ページへお戻りください。

一番下の附則ですが、「この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。」と施行日を規定しております。

施行日は、関係市町全ての議会におきまして、規約の変更に関する協議についてご可決いただいた後、三重地方税管理回収機構にて必要書類を取りまとめて三重県へ規約変更の届出

をします。

その後、審査を経て、三重県が許可した日が施行日となります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第5号についての内容説明を求めます。

上村企画課長。

上村 毅企画課長

それでは、議案第5号について、説明させていただきます。

議案書4ページをお願いいたします。

議案第5号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年紀北町条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため。

初めに今回の条例改正の内容でございますが、国の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が一部改正され、この改正により影響を受ける本条例について、所要の改正を行うもので、条例の制定内容については、変更はございません。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

左側が改正条文となり、第2条第5号、第6号におきましては、国の改正に伴い、特定個人情報の照会・提供を行う事務及び情報について、用語の表記を改正し、追加するものでございます。

第5号においては、特定個人情報の照会・提供を行う事務については、「特定個人番号利用事務」と、第6号においては、特定個人情報の照会・提供を行う情報においては、「利用特定個人情報」と用語の表記を改正し、追加するものでございます。

第3条は、字句の訂正でございます。

第4条第1項におきましては、国の別表第2が削除されたことに伴い、別表第2の該当事務を、「特定個人番号利用事務」に改定するものでございます。

第3項におきましては、第1項の改正と同様に、国の改正に伴い、別表第2の第2欄の改正事務を「特定個人番号利用事務」と同表の第4欄の特定個人情報を「利用特定個人情報」に改定するものでございます。

7ページをお願いいたします。

第5条におきましても、国の改正に伴う、別表第2表の改正に伴い、特定個人番号利用事務と定め、第2項は、特定個人情報の提供に当たり、他の条例・規則に規定されている場合は、該当書面の提出があったものとみなす、条文を追加するものでございます。

ここで恐れ入りますが5ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例の施行日は、法律の改正の日からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第6号及び議案第7号についての内容説明を求めます。

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

それでは、議案第6号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書の8ページをお願いいたします。

議案第6号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年紀北町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

改正理由であります。会計年度任用職員の勤勉手当の支給及び給料表の見直しに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

改正理由につきましては、地方自治法の改正により会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となったこと及び令和5年度の人事院勧告により職員の給料表の改正議案を令和5年12

月定例会におきましてご可決いただき改正いたしました。会計年度任用職員につきましては、翌年度より適用することといたしておりますので、職員の給料表に合わせ改正するものでございます。

9ページをお願いいたします。

改正文であります。勤勉手当の支給条文の追加及び行政職給料表と現業職給料表を改正するもので、9ページから13ページが行政職給料表、13ページから17ページが現業職給料表の改正であります。

17ページをお願いいたします。

本条例の改正は、附則により令和6年4月1日から施行するとしています。

18ページの新旧対照表をお願いいたします。

第3条は、給与に勤勉手当を追加するものであります。

第14条の2は、フルタイム会計年度任用職員、第24条の2は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の規定の追加で、割合は職員の割合を準用するものであります。

議案第6号の説明は以上であります。よろしくをお願いいたします。

次に、議案第7号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書の26ページをお願いいたします。

議案第7号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員の育児休業等に関する条例（平成17年紀北町条例第29号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由であります。会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

27ページをお願いいたします。

改正文であります。

本条例の改正は、附則により令和6年4月1日から施行するとしています。

28ページをお願いいたします。

新旧対照表で、主な改正内容をご説明いたします。

第7条第2項は、会計年度任用職員への勤勉手当の支給はしていなかったため除外してお

りましたので、除外規定を削除するものであります。

第8条は、第7条第2項で会計年度任用職員の規定を削除したため、改めて会計年度任用職員の定義を規定するものであります。

議案第7号の説明は以上であります。よろしく願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第8号についての内容説明を求めます。

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

それでは、議案第8号について、ご説明させていただきます。

議案書29ページをお願いいたします。

議案第8号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年紀北町条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

それでは、内容につきまして、新旧対照表で説明させていただきます。

31ページをお願いいたします。

新旧対照表の左が新条例、右が旧条例でございます。

第15条第1項第2号におきましては、上位法令の改正に伴う条項のずれで改正内容に影響はございません。

第53条第2項第2号につきましては、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう見直し方針が示されたことから、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改定するものであります。

ここで、恐れ入りますが、30ページに戻っていただきたいと思います。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第9号についての内容説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

議案第9号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書32ページをお願いいたします。

議案第9号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

国民健康保険法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

このたびの改正でございますが、内容といたしましては、令和6年4月1日から退職者医療制度が廃止されることを踏まえまして、改正するものでございます。

退職者医療制度とは、一定の期間、会社等に勤めて年金受給権のある方とその被扶養の方が加入していただく制度のことになりますが、この制度は現在なくなっております。しかし、経過措置等を踏まえ制度の名称は残っております。このたびの国民健康保険法の改正により改めて廃止となりました。

33ページをお願いします。

33ページから35ページは、改正文でございます。

36ページをお願いします。

36ページから50ページまでが新旧対照表となりますが、左側が改正条文となります。

改正の内容は、今まで国民健康保険被保険者を「一般被保険者」と「退職被保険者」に分けて条例に記載しておりました。

しかし、退職者医療制度が廃止することにより、名称を分け、区別をする必要がなくなり、「被保険者」として統一いたしますので、「一般被保険者」及び「退職被保険者」の文言の削除及び退職被保険者等に係る基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額に係る条の削除でございます。

35ページの改正文にお戻りください。

附則第1項のとおり、令和6年4月1日から施行するもので、第2項については、経過措置を定めたものでありますが、第6章の規定とは、目次について定めているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

入江康仁議長

次に、議案第10号についての内容説明を求めます。

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

それでは、議案第10号 紀北町漁港管理条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書51ページをご覧ください。

議案第10号 紀北町漁港管理条例の一部を改正する条例

紀北町漁港管理条例（平成17年紀北町条例第130号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由ですが、漁港漁場整備法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

52ページをお願いいたします。

52ページは、改正文でございます。

53ページをお願いいたします。

こちらは新旧対照表でございます。こちらの新旧対照表にてご説明させていただきます。

左側が改正条文となります。

このたびの改正でございますが、「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律」が令和5年5月26日付で公布されたことに伴い、本町の条例を一部改正するものでございます。

改正内容でございますが、法律名が、「漁港漁場整備法」から「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改められたことから、本町条例の「紀北町漁港管理条例」第1条で同法律名を引用しているため改正するものでございます。

52ページをお願いいたします。

施行期日ですが、附則のとおり、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

議案第10号についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

入江康仁議長

次に、議案第11号についての内容説明を求めます。

井土建設課長。

井土 誠建設課長

それでは、議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書54ページをご覧ください。

議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例

紀北町営住宅条例（平成17年紀北町条例第134号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

条例改正の背景ですが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部を改正する法律が、令和5年5月19日に公布され、一部の規定を除き、令和6年4月1日に施行されることとなりました。

この改正により、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大、保護命令の期間の伸長等の保護命令制度の拡充等の措置が講じられました。

これにより、本条例で引用する、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の条項を加えるため、本条例の一部を改正するものでございます。

55ページをご覧ください。

55ページは、条例の一部を改正する条例の改正文などでございます。

本条例の改正につきましては、附則により、令和6年4月1日から施行するものとしていきます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明します。

56ページをお願いします。

新旧対照表の左が新条例、右が旧条例でございます。

第6条の入居者の資格について、新条例で、第2項第8号イにおいて、配偶者暴力防止等法第10条第1項以降、下線部の「又は第10条の2（同法第28条の2においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。）」を加えるものであります。

これは、紀北町営住宅条例第6条第1項で、原則的な町営住宅の入居資格として、同居親族があること、収入が一定額以下及び住宅に困窮している等の規定をしております。

また、第2項では、第1項に規定された同居親族がない場合であっても入居が可能となる条件を規定しております。そのうちの1つとして、配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定による裁判所への申立てがあります。

法改正により、第10条第1項（保護命令）の内容が、第10条第1項（接近禁止命令）と第10条の2（退去等命令）に区分されたことにより、本条例においても、それぞれを入居資格の条件とするため、今回、条例を改正するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第12号についての内容説明を求めます。

長井危機管理課長。

長井裕悟危機管理課長

それでは、議案第12号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書の57ページをお願いいたします。

議案第12号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

紀北町消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀北町条例第149号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

今回の改正につきましては、最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償の補償基礎額の引上げを行うべく、「非常勤消防団員等にかか

る損害補償の基準を定める政令」の一部が改正されることから、これに準じて紀北町消防団員等公務災害補償条例を一部改正するものでございます。

議案書の58ページをお願いいたします。

こちらが改正条文、次ページが新旧対照表となっており、改正内容につきましては新旧対照表にてご説明いたします。

議案書の59ページをご覧ください。

表の右側が改正前条文、左側が改正後の条文となっております。

第5条第2項第2号中の下線部8,900円を9,100円に改め、また、第5条関係別表中は階級及び勤務年数により、団長及び副団長が10年未満1万2,440円を1万2,500円に、10年以上20年未満1万3,320円を1万3,350円に、分団長及び副分団長が10年未満1万670円を1万800円に、10年以上20年未満1万1,550円を1万1,650円に、20年以上1万2,440円を1万2,500円に、部長、班長及び団員10年未満8,900円を9,100円に、10年以上20年未満9,790円を9,950円に、20年以上1万670円を1万800円にそれぞれ改めるものでございます。

議案書の58ページにお戻りください。

附則といたしまして、第1項、この条例は令和6年4月1日から施行する。第2項につきましては、今回の条例改正前、改正後の経過措置について規定したものであります。

以上で議案12号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第13号についての内容説明を求めます。

直江学校教育課長。

直江 仁学校教育課長

それでは、議案第13号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書は60ページをお願いいたします。

議案第13号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例

紀北町立小学校条例（平成17年紀北町条例第155号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町立矢口小学校を廃校することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため

ございます。

矢口小学校におきましては、令和4年12月に文部科学省の令和4年12月学校基本調査結果により、令和6年度以降2学級編制で推移することが分かってまいりました。

現在13名の児童数で1、2年生の複式学級、3、4年生の複式学級、5年生が欠学年、6年生の単式学級の3学級編制でございます。

令和6年4月からは、6年生が欠学年となり、新入学児童もなく、2、3年生の複式学級、4、5年生の複式学級の12名で2学級編制での運営となる見込みでございます。

紀北町は、これまで少人数教育の充実に力を入れており、学力及び体力向上の面でも全国水準を維持してございます。

矢口小学校においても同様で、また、文部科学省が推進している協働学習のベースとなる「グループ学習」において、実績を積み上げてまいりました。

子どもたちが生き生きと学習に取り組み、「対話的で深い学び」に関して評価されているところであります。

しかし、学校規模が過少規模の2複式校となってまいりますと、子どもたちの学びに支障が出てくる可能性が出てまいります。

縮小することによる教育活動で選択肢が狭まり、質の高い教育を維持することが可能かどうかについて、教育委員会において協議を行い、非常に困難な状況と捉え、矢口小学校の保護者の皆様に、令和4年12月から今後の現状と方向性について、教育委員会の考え方を示しながら理解を得られるように、これまで8回の学校の在り方について保護者会を行わせていただき、アンケート調査もその都度ご協力をいただきました。

また、相談窓口を設けて、不明な点の対応を行い、保護者のご意見を参考にさせていただきながら矢口小学校の今後の在り方について対話を重ねてまいりました。

矢口小学校の保護者の皆様、地域の方々と対話する中で、子どもたちの教育環境としてどういった「在り方」が最も望ましいかという視点において、保護者の皆様全てから「統合が望ましい」という総意をいただくことができました。

今定例会での上程でございますが、小学校の単式・複式学級の標準学級編制基準を国が法律で示し、県が独自に施策を補充してございます。学級定数によって職員の配置基準で非常に不利益な状況となることがあり、教育委員会では、この事態を重く受け止め、今年度、国の統廃合による職員配置の激変緩和措置の手続を取る必要があることから、今定例会への上程の経緯となります。

それでは、議案のほうの61ページご覧ください。

改正文でございます。

紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例

紀北町立小学校設置条例（平成17年紀北町条例第155号）の一部を次のように改正する。

別表矢口小学校の項を削る。

附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

62ページをご覧ください。

新旧対照表でございます。右が旧条例、左が新条例でございます。

旧条例の別表の中の名称、矢口小学校と位置、紀北町矢口浦311番地を削るものでございます。

以上で議案第13号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

入江康仁議長

次に、議案第14号についての内容説明を求めます。

家倉水道課長。

家倉義光水道課長

それでは、議案第14号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書の63ページをお願いいたします。

議案第14号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年紀北町条例第20号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

水道法等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

今回の主な改正につきましては、水道の整備と管理及び水質又は衛生に係る権限が、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることによる、大臣名の改正でございます。

64ページをお願いいたします。

このページは改正文と附則でございます。

附則でございますが、施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行することと規定しております。

65ページをお願いいたします。

改正内容につきまして、新旧対照表でご説明させていただきます。

左側が新で、右側が旧となっており、下線部分をご覧ください。

第4条第6号中の「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものでございます。

以上で、議案第14号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

入江康仁議長

それでは、ここで、昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

(午前 11時 59分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

入江康仁議長

次に、議案第15号についての内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第15号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の内容について、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和5年度 紀北町一般会計補正予算（第8号）

令和5年度紀北町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,460万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億9,425万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、5ページをご覧ください。

第2表は、繰越明許費補正でございます。

追加が総務費で2件、民生費で3件、衛生費で1件、農林水産業費で3件、6ページをご覧ください。

商工費で1件、土木費で2件、消防費で2件、合計14件、3億1,519万5,000円を令和6年度に繰り越ししようとするものでございます。

7ページをご覧ください。

第3表は、地方債補正でございます。

変更が緊急自然災害防止対策事業を6億590万円から5億9,940万円に、過疎対策事業を3億5,620万円から3億3,140万円に、それぞれ限度額を変更するものでございます。

それでは予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきます。

10ページをご覧ください。

第10款、第1項、第1目ともに地方交付税は、6,225万8,000円の増額で、普通交付税の確定によるものでございます。

第12款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第2目・民生費負担金は262万4,000円の減額で、私立保育所保育料負担金、老人ホーム入所負担金の実績見込みによるものでございます。

第13款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第5目・商工使用料は1,101万2,000円の増額で、温泉施設使用料574万8,000円、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料605万

8,000円の増額など、実績見込みによるものがございます。

11ページをご覧ください。

第14款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は3,715万1,000円の減額で、障害者自立支援給付費負担金1,312万7,000円、子どものための教育・保育給付費負担金1,382万6,000円、児童手当等負担金974万7,000円の減額など、実績見込みによるものがございます。

第2目・衛生費負担金は900万円の減額で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の実績見込みによるものがございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は3,107万円の増額で、12ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,914万5,000円の増額など、実績見込みによるものがございます。

なお、当交付金は、価格高騰緊急支援給付金事業への充当財源としております。

第2目・民生費補助金は472万9,000円の減額で、障害者地域生活支援事業費等補助金465万6,000円の減額など、実績見込みによるものがございます。

第3目・衛生費補助金は481万円の減額で、循環型社会形成推進交付金438万円の減額など、実績見込みによるものがございます。

第6目・土木費補助金は1,984万6,000円の減額で、道路メンテナンス事業費補助金1,884万6,000円の減額など、実績見込みによるものがございます。

第15款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・総務費負担金は35万3,000円の増額で、特例処理事務交付金の確定によるものがございます。

13ページをご覧ください。

第2目・民生費負担金は3,514万8,000円の減額で、施設型給付費・地域型保育給付費負担金1,942万3,000円の減額など、実績見込みによるものがございます。

第2項・県補助金、第1目・総務費補助金は34万7,000円の減額で、三重県南部地域活性化基金事業費補助金の実績見込みによるものがございます。

第2目・民生費補助金は115万8,000円の増額で、地域生活支援事業費補助金232万6,000円の減額、子ども医療費補助金180万6,000円と地域子ども・子育て支援事業補助金167万8,000円の増額は、実績見込みによるものがございます。

第3目・衛生費補助金は225万9,000円の減額で、浄化槽設置促進事業補助金の実績見込み

によるものでございます。

14ページをご覧ください。

第4目・農林水産業費補助金は11万円の減額で、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金21万8,000円の減額など、実績見込み等によるものでございます。

第6目・土木費補助金は128万円の減額で、木造住宅耐震補強事業費補助金の実績によるものでございます。

第7目・消防費補助金は315万3,000円の減額で、消防団設備整備費補助金が国の補助枠の関係で採択されなかったことによるものでございます。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は910万1,000円の減額で、県議会議員選挙執行委託金の実績によるものでございます。

15ページをご覧ください。

第16款・財産収入、第2項・財産売払収入、第1目・不動産売払収入は29万円の増額で、普通財産売払収入は実績によるものでございます。

第17款、第1項ともに寄附金、第9目・一般寄附金は10万円の増額で、町民の方からの寄附金でございます。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は1億649万円の減額で、繰入金の一部を財政調整基金に戻し入れするものでございます。

なお、今回の補正によりまして、財政調整基金年度末現在高見込額は12億9,307万3,000円となります。

第3目・地域づくり事業基金繰入金は34万6,000円の減額で、財源振替により、地域づくり事業基金に戻し入れするものでございます。

16ページをご覧ください。

第15目・地域振興基金繰入金は2,949万3,000円の減額で、財源振替により、地域振興基金に戻し入れするものでございます。

第20目・紀北町みえ森と緑の県民税市町交付金基金繰入金は334万9,000円の増額で、小学校校舎等施設営繕事業や幼稚園管理運営事業に充当するものでございます。

第21目・森林環境譲与税基金繰入金は342万4,000円の増額で、種まき権兵衛の里管理運営事業に充当するものでございます。

第20款・諸収入、第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入は51万8,000円の減額で、地域支援事業受託事業収入の減額など、実績などによるものでございます。

17ページをご覧ください。

第5項及び第6目ともに雑入は8万2,000円の増額で、地域おこし協力隊貸与住宅使用料20万1,000円の増額など、実績見込みによるものでございます。

第21款及び第1項ともに町債、第4目・農林水産業債は450万円の増額で、県単排水施設整備事業（相賀排水機場）の負担金増額によるものでございます。

第6目・土木債は3,580万円の減額で、道路橋りょう債の減額は、町道整備事業など11事業、河川施設債の減額は、山居地区急傾斜地崩壊対策事業など2事業の精算見込みなどによるものでございます。

これで歳入予算のご説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

19ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は87万2,000円の減額で、議会活動及び議会事務局運営事業の精算見込みによるものでございます。

20ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は857万1,000円の減額で、職員人件費893万円の減額など、職員の育児休業による給料等の減額によるものなどがございます。

第5目・財産管理費は2,873万5,000円の増額で、基金管理事業は、減債基金などへの積立金でございます。

21ページをご覧ください。

第3項、第1目ともに戸籍住民基本台帳費は192万5,000円の増額で、戸籍電算管理事業の実績見込みによるものでございます。

22ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第10目・県議会議員選挙費は909万7,000円の減額で、実績によるものでございます。

23ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は368万4,000円の減額で、主に、国民健康保険事業特別会計繰出金490万2,000円の減額で、実績見込みなどによるものでございます。

第3目・身体障害者福祉費は132万8,000円の減額で、障害者総合支援センター設置事業

410万1,000円の増額は委託契約に係る消費税分の増額、障害者介護・訓練等給付事業572万5,000円の減額などで、実績見込みなどによるものでございます。

24ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は505万3,000円の増額で、老人福祉施設措置事業731万7,000円の実績見込みによる減額や、財源不足に対応するための介護サービス事業特別会計繰出金2,289万円の増額などによるものでございます。

第2目・養護老人ホーム費は168万1,000円の減額で、会計年度任用職員人件費332万7,000円の増額や、老人ホーム管理運営事業493万6,000円などの減額で、実績見込みによるものでございます。

26ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は835万2,000円の増額で、放課後児童クラブ対策事業の人件費分など事業補助金の実績見込みによる増額や、前年度補助金の返還によるものでございます。

第2目・保育所費は5,148万9,000円の減額で、主に、児童保育事業4,693万3,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

第3目・児童措置費は1,153万4,000円の減額で、主に、児童手当等支給事業の減額で、実績見込みによるものでございます。

第4目・母子福祉費は361万2,000円の増額で、子ども医療費助成事業の実績見込みによるものでございます。

27ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第2目・予防費は1,449万3,000円の減額で、予防接種事業569万2,000円の減額、新型コロナウイルス感染症対策事業900万円の減額は、実績見込みなどによるものでございます。

第3目・環境衛生費は1,004万5,000円の減額で、浄化槽設置整備事業の実績見込みによるものでございます。

28ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は109万5,000円の減額で、職員人件費の減額は、精算見込みによる給料等の減額でございます。

第2目・塵芥処理費は171万4,000円の減額で、廃棄物適正処理推進事業は、東紀州環境施設組合負担金の精算によるものでございます。

29ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は、農業委員会運営事業の財源更正によるものでございます。

第5目・農地費は450万円の増額で、農地防災事業は、県単排水機場整備事業（相賀排水機場）に係る負担金の増額によるものでございます。

30ページをご覧ください。

第2項・林業費、第2目・林業振興費は258万4,000円の減額で、森林経営管理推進事業196万3,000円の増額は、森林の境界明確化業務委託料の増加などによるもの、地域おこし協力隊受け入れ事業（林政分）384万1,000円の減額は、新規隊員1名の着任時期が令和6年度に変更したことによるものなどでございます。

32ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は161万6,000円の減額で、地域生活応援商品券事業の精算によるものでございます。

第3目・観光費は1,205万3,000円の減額で、観光推進事業298万8,000円と観光活性化対策事業209万2,000円の減額は、悪天候により銚子川路上駐車対策業務が減少したことによるもの、種まき権兵衛の里管理運営事業280万円の減額は、木橋架替工事の精算などによるもの、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業422万円の増額は、報償費の実績見込みによるもの、地域おこし協力隊受け入れ事業（観光分）659万9,000円の減額は、新規隊員の着任時期が予定より遅れたことによるものなどでございます。

34ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は87万5,000円の減額で、道路台帳修正業務委託事業の実績などによるものでございます。

35ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第2目・道路橋りょう維持費は2,589万9,000円の減額で、町道道路維持補修事業、交通安全対策事業、橋りょう維持補修事業の実績見込みによるものでございます。

第3目・道路橋りょう新設改良費は3,815万3,000円の減額で、町道道路改良事業の町単分と舗装の実績見込みによるものでございます。

36ページをご覧ください。

第3項・河川費、第2目・河川施設費は155万6,000円の減額で、河川改修及び維持補修事

業の精算によるものでございます。

第3目・砂防費は400万円の増額で、急傾斜地崩壊対策事業の負担金の増額によるものでございます。

37ページをご覧ください。

第4項・港湾費、第2目・港湾施設費は40万円の減額で、県事業費の減額に伴う負担金の減額によるものでございます。

38ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第2目・公園費は158万3,000円の増額で、県営公園整備促進事業の負担金の増額と、公園管理事業の精算によるものでございます。

39ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は336万円の減額で、木造住宅耐震補強事業の実績によるものでございます。

40ページをご覧ください。

第8款及び第1項ともに消防費、第1目・常備消防費は204万3,000円の減額で、三重紀北消防組合負担金の確定によるものでございます。

第2目・非常備消防費は393万3,000円の減額で、消防団員活動事業356万9,000円の減額は、新基準消防団高視認活動服整備事業の精算によるものなどでございます。

第5目・災害対策費は54万1,000円の減額で、防災訓練執行事業に要する報酬の減額によるものでございます。

41ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第4目・奨学費は516万円の減額で、奨学金貸与事業の実績見込みによるものでございます。

42ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は1,010万9,000円の減額は、休校学校等管理事業950万円の減額は、旧島勝小学校解体工事の精算によるものなどでございます。

第2目・教育振興費は592万1,000円の減額で、要保護及び準要保護児童就学援助事業の実績見込みによるものでございます。

43ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第2目・教育振興費は227万9,000円の減額で、要保護及び準要保護児童就学援助事業の実績見込みによるものでございます。

44ページをご覧ください。

第4項、第1目ともに幼稚園費は、財源更正でございます。

45ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は83万円の減額で、放課後子ども教室推進事業53万円の減額は、実績見込みによるものなどでございます。

46ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第2目・給食施設費は545万4,000円の減額で、紀伊長島地区学校給食管理運営事業485万4,000円の減額は、実績見込みによるものなどでございます。

第3目・体育施設費は400万円の減額で、健康増進施設管理事業の光熱水費の減額によるものでございます。

47ページからは、地方債現在高の見込みに関する調書でございますが、48ページの合計の欄をご覧ください。

前年度末現在高は120億1,406万4,000円で、当該年度中の起債見込額が今回の3,130万円の減額で補正後の見込額は、11億8,436万1,000円となり、当該年度中の元金償還見込額の14億247万4,000円を差し引きますと、当該年度末現在高見込額は117億9,595万1,000円となる見込みでございます。

次に、49ページの給与費明細書をご覧ください。

実績見込みにより、その他の特別職の報酬が、219万1,000円の減額で、補正後の合計額としましては、1億3,460万4,000円となる見込みでございます。

2の一般職につきましては職員分から説明させていただきます。

51ページをご覧ください。

給料が534万6,000円、職員手当752万2,000円、共済費238万9,000円の減額により、合計1,525万7,000円の減額となり、補正後の総額は12億2,929万8,000円となります。

次に、会計年度任用職員分でございますが、52ページをご覧ください。

報酬が1,198万4,000円、職員手当120万9,000円、共済費157万8,000円の減額により、合計1,477万1,000円の減額となり、補正後の総額は5億1,923万5,000円となります。

戻りますが、50ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計は3,002万8,000円を減額し、17億4,853万3,000円となります。

53ページをご覧ください。

増減額の明細であります。給料534万6,000円の減額は、職員の育児休業等によるものでございます。

職員手当873万1,000円の減額の主な要因は、選挙執行経費確定による減額と、人事異動等による減額によるものでございます。

54ページ以降につきましては、給料及び職員手当の状況等について記載したものでございます。

以上で令和5年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

入江康仁議長

次に、議案第16号及び議案第17号についての内容説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

それでは、議案第16号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ735万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,435万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので6ページをご覧ください。

第3款・県支出金、第3項・県負担金・補助金、第1目・保険給付費等交付金につきましては、244万8,000円を減額し、13億8,062万4,000円にしようとするものであります。特別交付金に係る各事業費の確定に伴うものでございます。

第5款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金につきましては、490万2,000円を減額し、1億6,210万2,000円にしようとするものでありますが、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分226万6,000円の減額、保険基盤安定繰入金の保険者支援分91万9,000円の減額、未就学児均等割保険料繰入金6,000円の減額、7ページをご覧ください。

財政安定化支援事業繰入金173万6,000円の減額、産前産後保険料免除繰入金2万5,000円の増額は、いずれも額の確定により、繰入金額が決まったものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

8ページをご覧ください。

第3款・国民健康保険事業費納付金、第1項・医療給付費分、第1目・一般被保険者医療給付費分につきましては、財源の更正でございます。

9ページをご覧ください。

第5款、第2項ともに保健事業費、第1目・保健衛生普及費163万3,000円の減額は、特定健診の未受診者対策等に係る国保ヘルスアップ事業の実績に伴うものでございます。

10ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに基金積立金、第1目・財政調整基金積立金につきましては、600万7,000円を減額し、920万5,000円にしようとするものでございます。

11ページをご覧ください。

第8款・諸支出金、第2項・国・県支出金返納金、第2目・県支出金返納金29万円の増額につきましては、事業精算に伴う償還金の増額分となります。

以上で、議案第16号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、議案第17号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和5年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,052万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,097万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目の事務費繰入金は、410万3,000円を減額し、3億4,509万5,000円にしようとするものでありますが、後期高齢者医療広域連合納付金の額の決定に伴うものでございます。

第2目の保険基盤安定繰入金は、641万7,000円を減額し、8,724万9,000円にしようとするものでありますが、後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定分の額の決定に伴うものでございます。

続きまして歳出を説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、182万2,000円を減額しようとするものでありますが、電算システムに係る委託料の変更によるものでございます。

8ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、869万8,000円の減額につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合納付金の実績に伴うものでございます。

以上で、議案第17号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第18号についての内容説明を求めます。

東老人ホーム赤羽寮長。

東 雅人老人ホーム赤羽寮長

それでは、議案第18号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところ

による。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,672万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,542万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書で歳入予算から説明させていただきます。

6ページのほうをご覧ください。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入、第1目・居宅介護サービス費収入は、80万2,000円を増額して720万4,000円とするものであります。居宅介護サービス費収入の実績見込みによる増であります。

第2目・施設介護サービス費収入は、4,999万2,000円を減額して1億1,513万5,000円とするものであります。施設介護サービス費収入の実績見込みによる減額であります。

第2款・県支出金、第1項・県補助金、第1目・介護サービス事業補助金は46万9,000円の増額であります。新型コロナウイルス感染者が発生した際の感染対策費に係るサービス提供体制確保事業費補助金の増額であります。

続きまして、7ページをご覧ください。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は、912万2,000円を増額するものであります。

続きまして、第2項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金2,289万円は、財源不足によります一般会計からの繰入れを受けるものでございます。

第7款・諸収入、第2項、第1目ともに雑入は1万6,000円を減額し33万8,000円とするものであります。選挙に係る不在者投票事務経費を見込んでおりましたが実績がなかったための減額でございます。

続きまして、歳出予算の内容説明をさせていただきます。

8ページのほうをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は、834万3,000円を減額して、1億6,223万9,000円とするものであります。会計年度任用職員人件費及び老人ホーム管理運

営事業など実績見込みに基づく減額を行うものであります。

次に、10ページをご覧ください。

第3款・基金積立金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金積立金は、838万2,000円を減額するものであります。

以上で、議案第18号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第19号についての内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第19号 令和6年度紀北町一般会計予算の内容について、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和6年度紀北町一般会計予算

令和6年度紀北町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109億4,946万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（地方債）

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

2ページをご覧ください。

（一時借入金）

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（会計年度任用職員に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

3ページから7ページは、第1表 歳入歳出予算でございます。

8ページをご覧ください。

第2表 繰越明許費でございます。消防費の汐ノ津呂排水機場整備事業1億5,626万6,000円でございます。

9ページから10ページをご覧ください。

第3表 債務負担行為でございます。システム使用料など、全部で19件でございます。

11ページをご覧ください。

第4表 地方債でございますが、限度額は過疎対策事業ほか合計9億3,430万円でございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入歳出の内容を説明させていただきます。

14ページをご覧ください。

ここからは歳入の説明をさせていただきます。

第1款・町税、第1項・町民税、第1目・個人は4億552万6,000円でございます。

第2目・法人は、4,665万5,000円でございます。

第2項及び第1目ともに固定資産税は6億880万5,000円でございます。

15ページをご覧ください。

第2目・国有資産等所在市町村交付金及び納付金は425万8,000円でございます。

第3項・軽自動車税、第1目・環境性能割は247万7,000円でございます。

第2目・種別割は5,330万円でございます。

16ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに町たばこ税は9,962万2,000円でございます。

第2款・地方譲与税、第1項及び第1目ともに地方揮発油譲与税は1,610万円でございます。

第2項及び第1目ともに自動車重量譲与税は4,930万円でございます。

17ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに森林環境譲与税は7,440万2,000円でございます。

第3款、第1項、第1目ともに利子割交付金は27万円でございます。

第4款、第1項、第1目ともに配当割交付金は788万8,000円でございます。

18ページをご覧ください。

第5款、第1項、第1目ともに株式等譲渡所得割交付金は735万円でございます。

第6款、第1項、第1目ともに法人事業税交付金は2,778万6,000円でございます。

第7款、第1項、第1目ともに地方消費税交付金は3億7,150万円でございます。

19ページをご覧ください。

第8款、第1項、第1目ともに環境性能割交付金は920万円でございます。

第9款、第1項、第1目ともに地方特例交付金は5,910万2,000円でございます。

20ページをご覧ください。

第2項、第1目ともに新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は90万円で、固定資産税の特例措置による減収補填分でございます。

第10款、第1項、第1目ともに地方交付税は45億5,420万円で、内訳としましては、普通交付税が42億2,100万円で、特別交付税が3億3,320万円でございます。

21ページをご覧ください。

第11款、第1項、第1目ともに交通安全対策特別交付金は60万円でございます。

第12款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第2目・民生費負担金は3,243万7,000円で、私立保育所保育料負担金1,285万5,000円などがございます。

第3目・衛生費負担金は8万円で、未熟児養育医療給付負担金でございます。

22ページをご覧ください。

第13款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第1目・総務使用料は125万2,000円で、小松原住宅使用料72万円などがございます。

第3目・衛生使用料は715万4,000円で、一般廃棄物処理施設使用料456万円などがございます。

第4目・農林水産使用料は221万2,000円で、和具の浜海水浴場駐車場料金218万4,000円などでございます。

第5目・商工使用料は7,365万7,000円で、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料5,338万円などでございます。

第6目・土木使用料は4,326万5,000円で、23ページをご覧ください。

町営住宅使用料3,853万4,000円などでございます。

第7目・教育使用料は3,468万9,000円で、健康増進施設使用料3,173万円などでございます。

24ページをご覧ください。

第2項・手数料、第1目・総務手数料は726万9,000円で、戸籍手数料416万円などございます。

第3目・衛生手数料は70万円で、狂犬病予防注射済票交付手数料41万2,000円などございます。

第4目・農林水産手数料は6,000円で、メジロの鳥獣飼養許可手数料でございます。

第14款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は5億1,201万4,000円で、障害者自立支援給付費負担金2億696万2,000円、25ページをご覧ください。

子どものための教育・保育給付費負担金1億7,773万9,000円などございます。

第2目・衛生費負担金は36万円で、未熟児養育医療負担金でございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は5,844万6,000円で、個人番号カード事務費補助金942万6,000円、26ページをご覧ください。

デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体の標準化・共通化に係る事業）3,606万7,000円などございます。

第2目・民生費補助金は1億4,501万円で、子ども・子育て支援交付金3,118万1,000円、就学前教育・保育施設整備交付金9,357万2,000円などございます。

第3目・衛生費補助金は448万2,000円で、循環型社会形成推進交付金354万6,000円などございます。

第4目・農林水産業費補助金は3,500万円で、海岸保全施設整備事業費補助金でございます。

第6目・土木費補助金は8,416万7,000円で、道路メンテナンス事業費補助金6,252万4,000円などございます。

第8目・教育費補助金は543万6,000円で、27ページをご覧ください。

特別天然記念物カモシカ食害対策事業費補助金248万円などがございます。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は29万4,000円で、中長期在留者住居地届出等事務委託費27万9,000円などがございます。

第2目・民生費委託金は478万8,000円で、国民年金事務委託金465万7,000円などがございます。

28ページをご覧ください。

第15款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・総務費負担金は94万8,000円で、特例処理事務交付金がございます。

第2目・民生費負担金は3億4,824万9,000円で、障害者介護給付費負担金1億273万5,000円などがございます。

第3目・衛生費負担金は18万円で、未熟児養育医療負担金がございます。

第2項・県補助金、第1目・総務費補助金は151万8,000円で、三重県移住支援事業補助金75万円などがございます。

29ページをご覧ください。

第2目・民生費補助金は8,825万5,000円で、心身障害者医療費補助金3,070万円などがございます。

第3目・衛生費補助金は548万1,000円で、浄化槽設置促進事業補助金217万円などがございます。

第4目・農林水産業費補助金は3,496万7,000円で、30ページをご覧ください。

造林事業費補助金933万5,000円、みえ森と緑の県民税市町交付金（基本枠）1,097万2,000円、（連携枠）500万円などがございます。

第5目・商工費補助金は41万円で、地方消費者行政活性化交付金がございます。

第6目・土木費補助金は336万3,000円で、木造住宅耐震補強事業費補助金265万5,000円などがございます。

第8目・教育費補助金は330万6,000円で、放課後子ども教室推進事業費補助金137万2,000円などがございます。

第10目・電源立地地域対策交付金は1,198万4,000円で、海山地区学校給食管理運営事業に充当しております。

31ページをご覧ください。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は2,061万6,000円で、県民税徴収取扱委託金1,883万2,000円などがございます。

第4目・農林水産業費委託金は203万1,000円で、海岸維持修繕事業委託金191万6,000円などがございます。

第6目・土木費委託金は1,882万円で、海岸清掃委託金640万円などがございます。

第7目・消防費委託金は215万2,000円で、樋門管理委託金でございます。

32ページをご覧ください。

第16款・財産収入、第1項・財産運用収入、第1目・財産貸付収入は576万9,000円で、町有地貸付料383万7,000円などがございます。

第2目・利子及び配当金は258万8,000円で、基金運用利息257万円などがございます。

第2項・財産売払収入、第2目・物品売払収入は140万円でございます。

33ページをご覧ください。

第17款及び第1項ともに寄附金、第1目・総務費寄附金は1億8,000万円で、ふるさと寄附金でございます。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は6億4,049万6,000円でございます。

第2目・減債基金繰入金は5億円でございます。

第3目・地域づくり事業基金繰入金は3,371万2,000円で、観光推進事業など5事業に充当するものがございます。

第8目・庁舎等改築及び改修基金繰入金は3,376万6,000円で、支所庁舎空調機取替工事や地域振興会館防水改修工事などに充当するものがございます。

第9目・港湾施設整備基金繰入金は627万円で、長島港栈橋新設事業と長島港船揚げ設備更新事業に対する事業補助金に充当するものがございます。

34ページをご覧ください。

第15目・地域振興基金繰入金は2億4,645万6,000円で、ホームページ運営事業など29事業に充当するものがございます。

第18目・ふるさと応援基金繰入金は1億2,959万6,000円で、ふるさと納税返礼品取扱委託料などのふるさと寄附金推進事業に8,915万9,000円と13事業に4,043万7,000円を充当するものがございます。

第21目・森林環境譲与税基金繰入金は792万円で、林道橋りょう修繕設計業務委託料に充

当するものでございます。

第19款、第1項、第1目ともに繰越金は1,000万円で、一般会計歳計剰余金でございます。
35ページをご覧ください。

第20款・諸収入、第1項・延滞加算金及び過料、第1目・延滞金は172万7,000円でございます。

第2目・加算金は1,000円でございます。

第3項及び第1目ともに貸付金元利収入は820万1,000円で、奨学資金貸付金返還金670万1,000円などでございます。

36ページをご覧ください。

第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入は6,994万8,000円で、地域支援事業受託事業収入5,970万5,000円などでございます。

第3目・農林水産業費受託事業収入は757万円で、森林総合研究所分収造林受託事業収入752万4,000円などでございます。

第6目・総務費受託事業収入は7,601万1,000円で、高度情報化推進事業の自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト事業の受託収入でございます。

第5項・雑入、第2目・弁償金は1,000円で、原動機付自転車標識紛失弁償金でございます。

第6目・雑入は5,949万3,000円で、37ページをご覧ください。

東紀州環境施設組合派遣職員人件費交付金680万円などでございます。

42ページをご覧ください。

第21款及び第1項ともに町債、第1目の総務債は9,960万円で、過疎地域持続的発展特別事業債は、対象となるソフト事業として、CATV行政放送事業など16事業に充当するものでございます。

第2目の民生債は5,210万円で、児童発達支援施設整備事業債は児童発達支援施設整備事業に充当するものでございます。

第3目の衛生債は1,580万円で、資源ごみ収集用2tダンプ車の購入や、埋立物搬送コンベヤ更新工事に充当するものでございます。

第4目の農林水産業債は1億650万円で、そのうち、農業債は4,690万円で県単排水施設整備事業債など、林業債は1,660万円で林道江竜線舗装事業債、水産業債は4,300万円で、海岸保全施設整備事業債でございます。

第5目の商工債は120万円で、ふれあい広場マンドロ整備事業債でございます。

第6目の土木債は3億7,140万円で、そのうち、道路橋りょう債は2億5,160万円で、町道相賀桜町7号線道路整備事業など18事業に充当するものでございます。

43ページをご覧ください。

河川施設債は1億1,980万円で、準用河川宮前川河川改修事業債などがございます。

第7目・消防債は1億6,260万円で、排水機場整備事業債などがございます。

第8目・教育債は9,010万円で、潮南中学校整備事業債などがございます。

第10目・臨時財政対策債は3,500万円でございます。

以上が歳入予算でございます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。

人件費につきましては、最後に給与費明細書で一括して説明させていただきます。

45ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は9,285万円で、議会活動及び議会事務局運営事業6,490万3,000円は、タブレット端末や議会ICT化システム使用料を含む、議会の運営等に要する経費でございます。

47ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は6億4,157万3,000円で、主な事業としましては、総合住民情報システム運営事業8,215万5,000円は、システムの運用費や証明書等をコンビニエンスストア等で交付するために要する経費、これらシステムの標準化移行業務に要する経費などがございます。

50ページをご覧ください。

第2目・文書広報費は6,186万5,000円で、主な事業としましては、CATV行政放送事業2,079万3,000円は、行政放送番組「ふるさと紀北町」の番組の制作などに要する経費、ホームページ運営事業542万9,000円は、町のホームページのリニューアルと維持管理に要する経費、51ページをご覧ください。

文書取扱事業1,630万7,000円は、文書の処理などに要する経費でございます。

第3目・財政管理費は675万3,000円で、予算編成や財務会計システムに要する経費などがございます。

第4目・会計管理費は794万7,000円で、会計管理事務に要する経費でございますが、本年度から金融機関に公金関連手数料を負担する必要があることから、予算額が増加しております。

す。

第5目・財産管理費は2億9,642万7,000円で、主な事業としましては、庁舎管理事業5,925万6,000円は、本庁舎の維持管理に要する経費でございますが、本庁舎電話設備更新工事を計上しております。

町有財産管理事業1,970万7,000円は、財政課所管の町有財産の維持・管理に要する経費でございますが、地域振興会館外部污水管改修工事、旧教員住宅解体工事などを計上しております。

52ページをご覧ください。

基金管理事業1億9,319万3,000円は、ふるさと応援基金積立金1億8,000万円など、基金への積立てに要する経費を計上しております。

第6目・企画費は3億8,062万6,000円で、主な事業としましては、53ページをご覧ください。

地方バス運行対策事業7,434万6,000円は、おでかけ応援サービス「えがお」の運行費や尾鷲長島線等の維持及び廃止代替バス河合線、自主運行バスの「いこかバス」などに要する経費のほか、海山バスセンター待合所設置工事に対する負担金等、高度情報化推進事業1億6,617万7,000円は、町の情報ネットワークの更新やデジタル田園都市国家構想推進事業、自治体システム標準化事業（企画課分）等に関する経費のほか、国のフロントヤード改革モデルプロジェクトへの参画により、申請ナビ整備による「書かない窓口」を導入し、住民ニーズの多様化や利便性の向上を図る経費、まちづくり推進総合事業185万7,000円は、熊野古道20周年交流事業として、始神さくら広場で植樹イベント等を開催する補助金や紀北町熊野古道集客交流事業補助金等の経費、銚子川流域魅力アップ推進事業87万7,000円は、立命館大学と連携し、銚子川流域のトータルデザインに係る調査を行うための経費、ふるさと寄附金推進事業8,915万9,000円は、ふるさと寄附金受付事務及び返礼品等に要する経費、地域おこし協力隊受け入れ事業（企画分）2,124万4,000円は、きほくと都市部のネットワークづくりや移住・定住のコーディネート等の活動を行う協力隊員4名分に係る経費、54ページをご覧ください。

地域活性化起業人受け入れ事業560万円は、地域活性化起業人を起用し、地域産品の開発・販路開拓・拡大等を図り、自主財源の確保につなげるものでございます。

第7目・支所及び出張所費は6,117万4,000円で、主な事業としましては、55ページをご覧ください。

出張所管理事業475万円は、令和7年4月から開始予定の郵便局に出張所事務を委託するための準備経費を含む出張所5施設の管理に要する経費、海山総合支所管理事業4,550万1,000円は、海山総合支所庁舎の維持管理等に要する経費でございますが、空調機取替工事や本庁舎と同様に電話設備更新工事を計上しております。

第8目・公平委員会費は5万6,000円で、公平委員会の運営に要する経費でございます。

56ページをご覧ください。

第10目・生活安全推進費は420万7,000円で、防犯活動や交通安全対策、犯罪被害者等の支援に要する経費のほか、適切に管理されていない空き家等の対応に要する経費でございます。

なお、本年度も特殊詐欺等被害防止機器購入補助金を引き続き計上しております。

第12目・諸費は779万6,000円で、町税過誤納付による歳出還付金や自治会連合会への補助金でございます。

第13目・地域振興費は1,000万円で、住宅リフォームを促進し、地域経済の活性化を推進するための事業補助金で、本年度も前年度と同様に500万円の増額となっております。

57ページをご覧ください。

第2項・徴税费、第1目・税務総務費は1億884万9,000円で、税務一般事務事業3,340万1,000円は、システム改修の委託料などがございます。

58ページをご覧ください。

第2目・賦課徴収費は473万1,000円で、預貯金照会電子サービスの使用料や三重地方税管理回収機構への負担金等の徴収に要する経費でございます。

59ページをご覧ください。

第3項及び第1目ともに戸籍住民基本台帳費は1億598万6,000円で、主な事業としましては、戸籍電算管理事業4,608万3,000円は、戸籍法等改正に伴う、戸籍振り仮名登録に係るシステム改修委託料などがございます。

61ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は1,029万1,000円で、選挙管理委員会の運営に要する経費でございます。

62ページをご覧ください。

第5項・統計調査費、第2目・指定統計費は126万6,000円で、農林業センサスや国勢調査の調査区設定作業等、指定統計調査の受託事業でございます。

63ページをご覧ください。

第6項及び第1目ともに監査委員費は77万3,000円で、監査委員2名分の報酬などでございます。

64ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は、8億2,376万3,000円で、主な事業としましては、国民健康保険事業特別会計繰出金1億6,715万6,000円や、紀北広域連合への負担金4億9,923万1,000円などでございます。

65ページをご覧ください。

第3目・身体障害者福祉費は5億8,670万1,000円で、主な事業としましては、心身障害者医療費助成事業6,160万6,000円は、心身障害者の方への医療費助成に要する経費、66ページをご覧ください。

障害者介護・訓練等給付事業4億1,425万7,000円は、障害を持つ方に対する在宅及び施設入所等の福祉サービスに要する経費、腎臓機能障害者通院交通費補助事業296万4,000円は、人工透析療法を受ける腎臓機能障害者に対し交通費の一部を助成するもので、本年度から補助内容を見直したことにより、予算額が増加しております。

児童発達支援施設整備事業5,484万7,000円は、旧ふなつ幼稚園を改修し、児童発達支援事業を行う施設を開設するために要する経費でございます。

第4目・国民年金事務費は1,366万6,000円で、国民年金事業247万6,000円などでございます。

68ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は5億9,852万3,000円で、主な事業としましては、老人福祉特別対策事業（町単）1,491万8,000円は、ねたきり老人等福祉保健手当、新たに、三重県高齢者・障害者虐待防止チーム派遣費用やエアコン設置及び火災報知器設置費補助金などに要する経費、老人福祉施設措置事業2,674万8,000円は、町外の養護老人ホーム入所措置に係る経費、後期高齢者医療特別会計繰出金4億3,578万7,000円、69ページをご覧ください。

介護サービス事業特別会計繰出金3,938万6,000円は、財源不足に対応するための、一般会計からの繰出金でございます。

第2目・養護老人ホーム費は1億1,092万2,000円で、主な事業としましては、老人ホーム管理運営事業3,711万6,000円は、養護老人ホーム赤羽寮の運営に要する経費でございます。

71ページをご覧ください。

第4目・老人保健費は、1,000円で、事務に係る手数料でございます。

72ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は1億1,247万8,000円で、主な事業としましては、放課後児童クラブ対策事業7,965万5,000円が、放課後の児童対策のための事業補助金等で、1クラブ増加となっております。

73ページをご覧ください。

第2目・保育所費は5億4,981万6,000円で、主な事業としましては、私立保育所保育対策事業1億6,088万4,000円は、上里保育園改築工事に要する補助金等を計上、児童保育事業3億8,883万3,000円は、保育所児童保育の実施に要する町内の私立保育所6園への事業補助金などでございます。

第3目・児童措置費は1億4,443万4,000円で、児童手当等の支給に要する経費でございます。

第4目・母子福祉費は4,978万8,000円で、主な事業としましては、子ども医療費助成事業3,894万4,000円は、中学校卒業までの子どもの通院及び18歳到達後の年度末までの子どもの入院医療費の助成に加え、令和6年9月診療分から18歳年度末までの通院助成に加え、子育て世帯の負担軽減を図る経費でございます。

第5目・へき地保育所費は7万6,000円で、建物の維持に要する経費でございます。

74ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに災害救助費20万円は、災害援護資金償還に要する事務費などでございます。

75ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は1億4,135万4,000円で、地域保健共通事業2,812万2,000円は、地域保健全般に係る経費で、救急医療体制事業負担金などでございます。

76ページをご覧ください。

第2目・予防費は9,497万3,000円で、主な事業としましては、予防接種事業5,023万円は、新型コロナワクチン接種を含む予防接種に要する経費、がん検診に要する経費2,455万8,000円、健康増進事業854万2,000円は、健康教育、健康相談、健康診査、自殺対策事業、生活習慣病・フレイル予防等に要する経費でございます。

77ページをご覧ください。

第3目・環境衛生費は5,586万7,000円で、主な事業としましては、火葬場及び霊柩車管理運営事業2,567万4,000円は、浄聖苑の火葬炉設備修繕や管理経費と荷坂やすらぎ苑組合負担金、墓地管理事業754万1,000円は、町営墓地の管理に要する経費、地球温暖化対策事業444万2,000円は、実行計画（区域施策編）策定に要する経費、県補助事業の太陽光発電設備等設置費補助金などでございます。

78ページをご覧ください。

第4目・環境保全費は40万5,000円で、環境美化を推進する経費でございます。

79ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は1億3,083万9,000円でございます。

80ページをご覧ください。

第2目・塵芥処理費は6億5,530万5,000円で、主な事業としましては、リサイクルセンター管理運営事業4億1,792万9,000円は、紀伊長島及び海山リサイクルセンターの施設管理費、ごみ収集処理事業7,972万6,000円は、町内のごみの収集に要する経費、資源ごみリサイクル促進事業6,800万6,000円は、資源ごみステーションの増設、2tダンプ1台購入費を含む、資源ごみ回収及び処理に要する経費、ごみ減量化推進事業267万1,000円は、スポGOMIやごみ減量啓発講演会開催、生ごみ処理機購入費助成金など、ごみ減量を推進するための経費、不燃物処理施設管理事業2,392万6,000円は、埋立物搬送コンベヤ更新工事等修繕工事を含む不燃物処理場の維持管理に要する経費、廃棄物適正処理推進事業5,920万6,000円は、廃棄物の適正処理の推進に要する経費で、不法投棄対策、不燃物処理場機能回復、東紀州環境施設組合負担金などでございます。

81ページをご覧ください。

第3目・し尿処理費は7,401万3,000円で、クリーンセンターの管理運営に要する経費でございます。

83ページをご覧ください。

第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は4,059万円で、繰出基準などに基づく水道事業会計への繰出金でございます。

入江康仁議長

財政課長、ここでちょっと休憩入れますので。

それでは、2時25分まで暫時休憩といたします。

(午後 2時 11分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 25分)

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、84ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は818万1,000円で、農業委員会の運営等に要する経費でございます。

第2目・農業総務費は4,528万7,000円で、主な事業としましては、農政総合企画事業341万1,000円は、農業の振興と活動及び運営に要する経費、中山間地域総合整備事業1,440万円は、志子・古里揚水機場整備工事に要する負担金、85ページをご覧ください。

人・農地プラン事業160万円は、新規就農者1名に対する支援補助金などがございます。

86ページをご覧ください。

第5目・農地費は9,806万2,000円で、主な事業としましては、農地防災事業4,090万7,000円は、排水機場6施設の維持管理費や船津川排水機場の非常用発電設備交換、出垣内排水機場の屋外重油槽塗装修繕、中里排水機場の機器の更新等の事業負担金などがございます。

88ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は3,592万9,000円で、林業の総合的な企画、運営に要する経費でございます。

89ページをご覧ください。

第2目・林業振興費は9,677万4,000円で、主な事業としましては、みえ森と緑の県民税市町交付金事業1,807万2,000円は、危険木伐採事業、集落周辺森林整備事業、森林環境教育活動支援事業、緑の植樹活動事業などを行う経費、森林経営管理推進事業7,138万3,000円は、森林環境譲与税譲与金を活用し、林業の成長産業化と森林の適切な管理を推進するもので、山林所有調査事務補助員1名の人件費、森林境界や面積の調査等を行う森林経営管理推進事

業、民有林造林事業費補助金等に要する経費、地域おこし協力隊受入れ事業（林政分）494万3,000円は、林業従事者の増加及び林業の活性化を図る協力隊員1名分に係る経費等でございます。

90ページをご覧ください。

第3目・林業施設費は2,592万5,000円で、林道・治山関係事業は、名倉地区治山施設排水路土砂撤去や治山施設の修繕料、林道三ツ谷線・三浦谷線橋りょう修繕設計業務委託、林道江竜線舗装工事などがございます。

第4目・町有林造成費は6,859万4,000円で、町有林の保育、管理等を実施する経費などがございます。

92ページをご覧ください。

第5目・分収造林費は752万4,000円で、分収造林の受託事業に要する経費でございます。

93ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は2,610万6,000円で、主な事業としましては、島勝漁村センター管理事業161万円は、施設の維持管理に要する経費、藻場調査事業43万2,000円は、長島・海野・白浦地区に設置された藻場礁などの潜水調査に要する経費でございます。

94ページをご覧ください。

第2目・水産業振興費は2,470万8,000円で、主な事業としましては、漁業振興対策事業1,563万6,000円は、長島港栈橋新設事業、長島港船揚げ設備更新事業、引本港船揚げ設備更新事業に対する事業補助金などに要する経費、藻場再生事業150万円は、引本浦地先の磯焼けした海域において、ガンガゼ駆除を行い藻場の再生及び維持活動を行うための経費でございます。

第3目・漁港管理費は9,080万9,000円で、主な事業としましては、海岸保全施設整備事業8,339万7,000円は、矢口漁港海岸施設の堤防改修等に要する経費でございます。

95ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は5,571万7,000円で、主な事業としましては、消費者行政に要する経費などがございます。

96ページをご覧ください。

第2目・商工業振興費は7,391万4,000円で、主な事業としましては、中小企業指導育成事業1,162万円は、みえ熊野古道商工会に対する補助金、ふれあい広場マンドロ管理事業1,055

万7,000円は、外壁改修工事設計委託とロビー空調機改修工事を含む、施設管理に要する経費、小規模事業者利子補給等事業2,535万8,000円は、紀北町新型コロナウイルス感染症（民間金融機関）利子補給補助金と小規模事業者経営改善資金利子補給補助金（コロナ特別枠）などでございます。

第3目・観光費は1億8,062万8,000円で、主な事業としましては、観光活性化対策事業2,476万5,000円は、観光振興プラン作成事前調査委託業務、観光パンフレット作成やイベントを開催する団体への補助金等、観光活性化に要する経費、97ページをご覧ください。

温泉施設管理運営事業3,538万6,000円は、古里温泉の管理運営に要する経費、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業4,502万7,000円は、キャンプinn海山の管理運営に要する経費、体験型イベント交流施設管理運営事業1,436万2,000円は、調理室改修工事を含む、体験型イベント交流施設けいちゅうの維持管理に要する経費、観光振興事業2,244万8,000円は、熊野古道20周年記念事業補助金を含む、観光PR活動等に要する経費でございます。

地域おこし協力隊受け入れ事業（観光分）1,412万2,000円は、銚子川のブランド力UPや魚まち地区の活性化、観光事業の造成と磨き上げ等を推進する協力隊員3名分に係る経費などでございます。

島勝浦地区活性化対策集落支援員事業320万4,000円は、体験型イベント交流施設けいちゅうを基地として、島勝浦地区の活性化等につながる集落支援を行うための経費でございます。99ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は1億218万4,000円で、土木事業推進及び道路台帳の修正、県道矢口浦上里線（バイパス）開通イベント開催などに要する経費でございます。

101ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は782万2,000円で、道路関係団体負担金などでございます。

第2目・道路橋りょう維持費は1億6,054万7,000円で、主な事業としましては、町道道路維持補修事業5,522万円は、町道の維持補修に要する経費、橋りょう維持補修事業6,990万円は、橋りょう点検や設計、改修に要する経費でございます。

102ページをご覧ください。

第3目・道路橋りょう新設改良費は2億4,080万2,000円で、主な事業としましては、町道道路改良事業の町単分1億4,860万円は、町単独の道路改良11事業などに要する経費、町道

道路改良事業の舗装8,570万円は、町単独の道路舗装7事業などに要する経費でございます。

103ページをご覧ください。

第3項・河川費、第1目・河川総務費は811万円で、河川・海岸の環境清掃業務委託事業などに要する経費でございます。

第2目・河川施設費は5,600万円で、準用河川宮前川河川改修事業及び小規模河川の維持補修に要する経費でございます。

第3目・砂防費は7,392万5,000円で、山居地区の急傾斜地崩壊対策事業の県への事業委託料及び負担金でございます。

104ページをご覧ください。

第4項・港湾費、第1目・港湾管理費は1,727万3,000円で、主な事業としましては、江ノ浦橋管理委託事業1,190万7,000円でございます。

106ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は737万2,000円で、都市計画の事務処理などに要する経費でございます。

第2目・公園費は148万2,000円で、主な事業としましては、公園管理事業144万4,000円は、水道料金や草刈り等、都市公園管理に要する経費でございます。

第4目・高速道路関連費は、一般負担金の14万円でございます。

107ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は6,961万1,000円で、主な事業としましては、町営住宅管理事業5,381万4,000円は、町営住宅の維持管理や修繕、船付団地解体工事などに要する経費、木造住宅耐震補強事業1,274万3,000円は、町の耐震診断を踏まえ、耐震補強工事及び補強設計を施行される方に対する助成等ではありますが、本年度は、町の防災力をさらに強化することから除却のための補助金を増額しております。

108ページをご覧ください。

第8款及び第1項ともに消防費、第1目が常備消防費は5億7,735万1,000円で、三重紀北消防組合負担金などでございます。

第2目・非常備消防費は4,960万2,000円で、主な事業としましては、消防団員活動事業3,013万9,000円は、消防団員の年報酬、報償費、活動服、退職報償金の掛金、新たにラッパ隊制服などに要する経費、消防操法大会出場事業686万3,000円は、鈴鹿市で開催される三重県消防操法大会の出場に要する経費でございます。

109ページをご覧ください。

第3目・消防施設費は768万4,000円で、主な事業としましては、消防機械器具整備管理事業684万5,000円は、消防団車両、小型動力ポンプ及び消防水利等の維持管理に要する経費でございます。

第4目・水防費は1億6,616万9,000円で、河川海岸水防対策と汐ノ津呂排水機場の監理業務や積算委託料及び工事費等に要する経費でございます。

第5目・災害対策費は4,283万3,000円で、主な事業としましては、災害対策事業1,516万4,000円は、災害警戒に伴う職員手当や災害用備蓄品の購入等に要する経費であります。新たに、避難路の点検等を行う、紀北町防災見守り支援員の活動に要する経費を計上しております。

110ページをご覧ください。

防災推進事業233万6,000円は、防災計画の策定や防災先進地視察、防災会議の執行等に要する経費で、本年度も引き続き紀北町ガラス飛散防止事業費補助金を計上しております。

防災行政無線管理事業1,600万9,000円は、防災行政無線の維持管理や防災アプリ保守などに要する経費でございます。

地震・津波災害避難路等整備事業440万円は、避難誘導灯の修繕や、中里地区防災倉庫設置工事、汐見避難路舗装修繕工事、引本地区避難路階段修繕工事などでございます。

112ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第1目・教育委員会費は62万1,000円で、教育委員会の運営に要する経費でございます。

第2目・事務局費は9,666万7,000円で、主な事業としましては、児童・生徒スクールバス運行事業1,781万1,000円は、運行に要する経費でございます。

113ページをご覧ください。

第3目・教育振興費は987万3,000円で、主な事業としましては、教育振興事業215万2,000円は、団体等への活動補助金、きほく子育て応援事業520万1,000円は、小学校入学時の学用品の支給及び幼稚園保育料と給食費、小・中学校給食費の第3子以降の無料化に要する経費でございます。

114ページをご覧ください。

第4目・奨学費は848万4,000円で、奨学金の貸与に要する経費でございます。

115ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は2億725万2,000円で、主な事業としましては、小学校管理運営事業5,068万4,000円は、小学校8校分の維持管理に要する経費、特別支援学級児童介助教員設置事業6,065万円は、介助教員を1名増員し、介助員合わせて19名の配置に要する経費、小学校図書及び特別備品整備2,772万9,000円は、新たに、デジタル教科書と紀北町産ひのき机100名分を含む備品購入費、小学校校舎等施設営繕事業1,166万3,000円は、小学校8校分の施設維持に要する経費で、東小学校の職員トイレ・給食用エレベーター改修工事、赤羽小学校のランチルーム樋防水改修工事等に要する経費などがございます。

116ページをご覧ください。

第2目・教育振興費は3,300万9,000円で、主な事業としましては、小学校教育活動振興助成事業1,343万8,000円は、小学校8校の教育振興に要する経費で、新たに、新1年生自転車用ヘルメット購入費や社会科副読本作成業務を計上しております。

118ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は1億1,377万5,000円で、主な事業としましては、中学校管理運営事業4,123万3,000円は、中学校4校分の維持管理に要する経費、特別支援学級生徒介助教員設置事業1,636万3,000円は、介助教員及び介助員5名の配置に要する経費、中学校校舎等施設営繕事業3,642万4,000円は、潮南中学校の体育館・技術室の防水改修工事と、紀北中学校体育館と赤羽中学校校舎照明器具のLED化工事等に要する経費でございます。

119ページをご覧ください。

第2目・教育振興費は2,519万1,000円で、主な事業としましては、中学校教育活動振興助成事業1,344万1,000円は、中学校4校の教育振興に要する経費などがございます。

120ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに幼稚園費は4,489万7,000円で、幼稚園管理運営事業1,203万2,000円は、幼稚園の管理運営に要する経費でございます。

123ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は1億5,678万2,000円で、主な事業としましては、教育集会所指導事業449万7,000円は、旧島地教育集会所の解体工事に要する経費、文化振興事業654万7,000円は、質の高い自主文化事業を開催する経費と文化活動団体を支援する経費で、本年度は自主文化事業費を増額しております。

集会施設等管理運営事業1,695万9,000円は、社会教育施設8施設の管理運営に要する経費

でございます。

125ページをご覧ください。

第2目・公民館費は4,303万6,000円で、東長島公民館と海山公民館のホール照明設備のLED化工事を含む、公民館2館の管理運営や設備の更新などに要する経費でございます。

第3目・郷土資料館費は173万3,000円で、郷土資料館2か所の管理運営に要する経費でございます。

126ページをご覧ください。

第4目・文化財調査費は635万4,000円で、主な事業としましては、特別天然記念物カモンカ食害対策事業372万円は、防護柵設置などに要する経費、熊野古道関係事業223万7,000円は、世界遺産熊野古道の保存継承に要する経費でございます。

128ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第1目・保健体育総務費は1,033万9,000円で、主な事業としましては、スポーツ交流推進事業589万1,000円は、合宿誘致や団体への補助金などに要する経費、スポーツ子育て事業146万4,000円は、スポーツ体験やスポーツ選手との触れ合いにより子育てを支援する「夢先生」事業に要する経費などでございます。

第2目・給食施設費は1億9,634万9,000円で、海山地区と紀伊長島地区の学校給食センターの管理に要する経費で、新たに、海山学校給食センターの炊飯ライン更新工事と蒸気配管取替え工事を計上しております。

129ページをご覧ください。

地元食材活用支援事業346万5,000円は、地元業者から地元食材を購入し、学校給食に活用し支援を図る経費、物価高騰学校給食費支援事業213万6,000円は、物価高騰の影響を受けている幼稚園、小・中学生の保護者の負担軽減を図るための経費を前年度に引き続き計上しております。

130ページをご覧ください。

第3目・体育施設費は1億1,768万7,000円で、主な事業としましては、131ページをご覧ください。

東長島スポーツ公園管理事業3,685万円は、グラウンド照明設備LED化工事を含む、東長島スポーツ公園の管理に要する経費、健康増進施設管理事業7,175万3,000円は、健康増進施設プール鉄骨塗装工事を含む、紀北健康センターの指定管理料のほか維持管理に要する経費などでございます。

132ページをご覧ください。

第11款及び第1項ともに公債費、第1目・元金は14億1,415万2,000円で、長期債の償還元金でございます。

第2目・利子は3,931万4,000円で、長期債の償還利子及び一時借入金利子でございます。

133ページをご覧ください。

第14款、第1項、第1目ともに予備費は1,000万円でございます。

134ページから139ページまでは、債務負担行為に関する調書でございます。

140ページと141ページは、地方債現在高の見込みに関する調書でございますが、141ページの合計の欄をご覧ください。

地方債残高の合計は、前々年度末現在高の令和4年度末では120億1,406万4,000円で、前年度末現在高の令和5年度末では、117億9,595万1,000円となる見込みでございます。これに当該年度の令和6年度中の増減見込みとしまして、起債借入見込額の9億3,430万円を加え、元金の償還見込額の14億1,415万2,000円を差し引きますと、令和6年度末現在高は113億1,609万9,000円となる見込みでございます。

次に142ページ以降は、給与費明細書でございます。

まず、1の特別職の本年度分でございますが、町長ほか三役の人件費については、年間所要額は、合計3,558万2,000円でございます。

議員については、14名分の報酬などで、年間所要額は、合計5,631万1,000円でございます。

その他の特別職は、教育委員、選挙管理委員などの委員や消防団員など814人分の報酬で、年間所要額は、4,342万3,000円でございます。

143ページをご覧ください。

職員と、会計年度任用職員の人件費は、合計で18億7,947万2,000円でございます。

説明につきましては、職員と会計年度任用職員をそれぞれ説明いたします。

144ページをご覧ください。

先に、職員分を説明いたします。

職員数は、1人減の169人、再任用短時間勤務職員が4人減の5人でございます。

給料は6億5,606万7,000円、職員手当3億5,824万9,000円、共済費は2億1,158万円で、合計12億2,589万6,000円でございます。

前年度と比較し、給料が62万円の減、職員手当が701万円の増、共済費が367万4,000円の増、合計で1,006万4,000円の増となります。

主な要因といたしましては、給料の減額は人事異動等によるもので、職員手当の増額は、期末・勤勉手当の支給率の増によるものでございます。

次に会計年度任用職員分につきましては、145ページをご覧ください。

会計年度任用職員は全員「パートタイム会計年度任用職員」であり、職員数は3人増の208人、報酬は4億2,145万7,000円、職員手当1億3,337万1,000円、共済費は9,874万8,000円で、合計6億5,357万6,000円でございます。

前年度と比較し、報酬が3,681万8,000円の増、職員手当が6,921万7,000円の増、共済費が2,009万3,000円の増、合計で1億2,612万8,000円の増となります。

主な要因といたしましては、報酬の増額は改定によるもので、職員手当の増額は、期末手当の支給割合を職員と同一に改定し、さらに勤勉手当を職員と同一の支給割合で支給することとしたことなどによるものでございます。

147ページのアの職員1人当たり給与から、151ページのケのその他の手当までは、給料及び職員手当の状況を示したものでございます。

以上で令和6年度紀北町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

次に、議案第20号及び議案第21号についての内容説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

それでは、議案第20号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度 紀北町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億9,455万5,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定により、一時借入

金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

令和6年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億9,455万5,000円で、前年度当初予算に比べ、それぞれ2億8,519万3,000円増額の予算を計上させていただきました。

それでは、内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入からご説明させていただきますので、予算書の7ページをご覧ください。

第1款、第1項ともに国民健康保険料、第1目・一般被保険者国民健康保険料2億8,556万6,000円、第2目の退職被保険者等国民健康保険料3,000円をそれぞれ計上しております。

保険料率につきましては、令和5年度と変わりなく据え置いております。

8ページをご覧ください。

第2款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第2目・督促手数料1万円は、保険料督促にかかる手数料でございます。

9ページをご覧ください。

第3款・県支出金、第3項・県負担金・補助金、第1目の保険給付費等交付金13億9,004万1,000円のうち、普通交付金で、13億2,949万5,000円計上しておりますが、これは国民健康保険の財政運営を行う上での基礎的な交付となりますが、町が行う保険給付に応じ、同額を県が交付するものでございます。

特別交付金は、6,054万6,000円計上しておりますが、これは各市町の財政難などによる、不均衡を調整すること等を目的に県が交付するものでございます。

第4款・財産収入、第1項・財産運用収入、第2目の利子及び配当金につきましては、財政調整基金積立金利子1,000円でございます。

10ページをご覧ください。

第5款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目の一般会計繰入金につきましては、1億6,715万6,000円でございますが、一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰入金でござ

います。

これは、保険基盤安定繰入金で保険料軽減分に係るものや、職員給与費分などの交付税措置のある法定分の繰入れ等でございます。

11ページをご覧ください。

第5款・繰入金、第2項、第1目ともに積立基金繰入金につきましては、財政調整のために、基金を取り崩して歳入に充てるものでございますが、4,077万6,000円を計上しております。

第6款、第1項、第1目ともに繰越金につきましては、前年度繰越金1,000万円でございますが、令和5年度の歳計剰余金を見込んだものでございます。

12ページをご覧ください。

第7款・諸収入、第1項・延滞金、加算金及び過料、第1目・延滞金1,000円につきましては、延滞金でございます。

第7款・諸収入、第4項・雑入、第3目・第三者納付金100万円につきましては、損害賠償金を見込み計上しています。

第5目・返納金につきましては、診療報酬返納金として、1,000円を計上しております。

次に歳出をご説明させていただきます。

13ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、4,543万7,000円でございますが、職員人件費として4名分の給料等2,756万7,000円、会計年度任用職員1名分の人件費238万1,000円、一般事務事業は1,548万9,000円でございますが、被保険者証の郵送料や三重県国民健康保険団体連合会での共同処理電算事務手数料などがございます。

14ページをご覧ください。

第2目・連合会負担金につきましては、三重県国民健康保険団体連合会負担金60万8,000円でございますが、審査事務処理に係る負担金などがございます。

15ページをご覧ください。

第1款・総務費、第2項・徴収費、第1目・賦課徴収費につきましては、保険料賦課徴収事業212万3,000円でございますが、保険料決定通知書の郵送料、コンビニ納付手数料などがございます。

16ページをご覧ください。

第1款・総務費、第3項、第1目ともに運営協議会費につきましては、22万5,000円でございますが、国民健康保険運営協議会運営事業のための15名分の委員報酬でございます。

17ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・療養給付費につきましては、11億5,718万1,000円でございます。

第3目の療養費につきましては、被保険者の療養費としまして843万円を計上しております。

第5目の審査支払手数料につきましては、診療報酬審査支払手数料及び療養調査手数料560万5,000円でございますが、三重県国民健康保険団体連合会への手数料でございます。

18ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第2項、第1目ともに高額療養費、1億6,468万4,000円につきましては、医療費が高額になった場合に一部負担給付をするものでございます。

第3目の高額介護合算療養費20万円でございますが、高額介護合算療養費は、医療保険分と介護保険分に係る自己負担額を合算しまして、決められた限度額を超えた場合に、その超えた分に相当する額を助成するものでございます。

19ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第4項・出産育児諸費、第1目の出産育児一時金500万円は10件分を見込んだものでございます。

第2目の支払手数料3,000円につきましては、出産育児一時金を医療機関に対し、三重県国民健康保険団体連合会を通して直接支払いをするための経費でございます。

20ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第5項・葬祭諸費、第1目・葬祭費200万円は、40件分を見込んだものでございます。

22ページをご覧ください。

第3款・国民健康保険事業費納付金でございますが、町が支払う保険給付費に対し、県が町に交付金として支払うための財源として徴収するものでございます。算定方法としましては、県が県全体の保険給付費の見込みを立て、必要額を市町ごとに所得水準や医療費水準を考慮して決定するもので、市町が県に納付金として納めるものでございます。その内訳としましては、第1項、第1目ともに医療給付費分として3億346万6,000円、23ページをご覧ください。

第2項、第1目ともに後期高齢者支援金等分として1億1,774万4,000円、24ページをご覧ください。

第3項、第1目ともに介護納付金分として4,189万1,000円でございます。

25ページをご覧ください。

第5款・保健事業費、第1項、第1目ともに特定健康診査等事業費1,977万8,000円につきましては、40歳から74歳の被保険者を対象に行う生活習慣病予防のための特定健康診査等に係る委託料などの経費でございます。

26ページをご覧ください。

第5款、第2項ともに保健事業費、第1目の保健衛生普及費793万6,000円につきましては、国民健康保険保健事業としまして、医療費通知に係る経費や、脳ドック検診などに係る経費526万円と国保ヘルスアップ事業といたしまして、267万6,000円を計上しております。この事業は、生活習慣病予防対策や重症化予防対策として、特定健康診査、特定保健指導等を推進し、医療費をさらに適正なものにしていくための保健事業を行うもので、事業費は全額補助対象となります。

27ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに基金積立金、第1目の財政調整基金積立金1,000円につきましては、財政調整基金の利息の積立てでございます。

28ページをご覧ください。

第7款、第1項ともに公債費、第1目の利子24万3,000円につきましては、一時借入金利子でございます。

29ページをご覧ください。

第8款・諸支出金、第1項・償還金、第1目の保険料還付金の200万円は、保険料の過誤納付に対する還付金でございます。

30ページをご覧ください。

第9款、第1項、第1目ともに予備費につきましては、昨年と同額の1,000万円を計上しております。

以上で、議案第20号 令和6年度 紀北町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第21号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度紀北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億2,863万6,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

令和6年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

令和6年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億2,863万6,000円で、前年度当初予算に比べ、それぞれ766万9,000円増額の予算を計上させていただきました。

それでは、内容につきまして、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきますので、予算書の6ページをご覧ください。

第1款、第1項ともに後期高齢者医療保険料、第1目の特別徴収保険料1億2,861万7,000円と、第2目の普通徴収保険料6,135万9,000円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の算出に基づいて計上しております。

第2款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第2目・督促手数料1,000円は、保険料督促に係る手数料でございます。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目の事務費繰入金につきましては、3億3,605万8,000円でございますが、職員人件費や事務費などを一般会計から繰り入れるものでございます。

7ページをご覧ください。

第2目・保険基盤安定繰入金9,972万9,000円につきましては、保険料軽減分に係る繰入金でございます。

第6款・諸収入、第1項・延滞金、加算金及び過料、第1目の延滞金につきましては、1,000円計上しております。

第2項・償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金200万円につきましては、三重県

後期高齢者医療広域連合に納付した保険料負担金に、過誤が生じた際の還付金でございます。

8ページをご覧ください。

第5項、第5目ともに雑入87万1,000円につきましては、被保険者に対しての保健事業と介護予防事業を実施する経費に対しての三重県後期高齢者医療広域連合からの事業収入でございます。

次に、歳出につきまして、9ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目の一般管理費1,515万3,000円につきましては、職員人件費として職員1名分960万6,000円、一般事務事業では、関係法規の追録代、システム改修等で467万6,000円となります。

保健と介護予防の一体的実施事業では、高齢者の健康を増進する事業として、87万1,000円を計上していますが、全額補助での事業となります。

10ページをご覧ください。

第1款・総務費、第2項、第1目ともに徴収費68万7,000円につきましては、保険料徴収事業として普通徴収に係る保険料を徴収するための経費でございます。

11ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金6億1,079万6,000円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の財政運営に係る紀北町分の納付金でございます。

12ページをご覧ください。

第4款・諸支出金、第1項・償還金及び還付加算金、第1目・保険料還付金200万円につきましては、過年度分の保険料の過誤納等に係る被保険者への還付金として、歳入と同額を計上しております。

以上で、議案第21号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第22号についての内容説明を求めます。

東老人ホーム赤羽寮長。

東 雅人老人ホーム赤羽寮長

それでは、議案第22号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

令和6年度紀北町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,180万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は、3,600万円と定める。

令和6年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入予算から説明させていただきます。

予算書の6ページのほうをご覧ください。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入、第1目・居宅介護サービス費収入は700万円であります。短期入所生活介護費、いわゆるショートステイ事業の収入でありまして、保険者負担分560万円と利用者負担分140万円であります。

第2目・施設介護サービス費収入は、1億3,422万4,000円であります。特別養護老人ホームに係る施設介護サービス費収入で、保険者負担分1億968万円と、利用者負担分2,454万4,000円であります。

続きまして、第4款、第1項ともに寄附金、第1目・老人ホーム寄附金は、1,000円を計上するものであります。

続きまして、第5款・繰入金、第2項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金は、財源不足により、一般会計より3,938万6,000円を繰入れするものであります。

7ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目ともに繰越金は、歳計剰余金の1,000円を計上するものであります。

第7款・諸収入、第1項・受託事業収入、第1目・介護サービス事業受託事業収入は、要介護認定調査受託事業収入として1,000円を計上するものであります。

8ページをご覧ください。

第2項、第1目ともに雑入は33万円であります。会計年度任用職員雇用保険料などであり
ます。

第3項・利用料減免補助金、第1目・利用者負担額補助金は、86万5,000円でありまして、
広域連合からの低所得者の利用者軽減措置に係る補助金収入であります。

続きまして、歳出予算について説明させていただきます。

9ページをお願いします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は、1億7,862万9,000円であ
ります。

内容につきましては、職員人件費が9名分で、6,567万2,000円、会計年度任用職員人件費
は、22名分で7,564万9,000円であります。

老人ホーム管理運営事業は3,708万6,000円で、会計年度任用職員のうち、用務員に当たる
方の部分と、給食用の食糧費、賄材料費、施設の光熱水費などを計上しております。

また、利用者育成事業は、利用者のクラブ活動や行事に係る経費として22万2,000円の計
上であります。

続きまして、12ページをお願いします。

第2款・サービス事業費、第1項・居宅サービス事業費、第1目・居宅介護サービス事業
費は、313万5,000円で、ショートステイ事業に係る経費でございます。

続きまして、13ページをご覧ください。

第4款、第1項ともに公債費、第1目・利子につきましては、一時借入金の利子4万
4,000円であります。

以上で、議案第22号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせ
ていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第23号についての内容説明を求めます。

家倉水道課長。

家倉義光水道課長

それでは、議案第23号 令和6年度紀北町水道事業会計予算について、ご説明させていた
だきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度紀北町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度紀北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給水戸数は7,867戸

第2号 年間総給水量は209万1,815m³

第3号 一日平均給水量は5,731m³といたしております。

第4号 主な建設改良事業は、

上水道配水管布設替・支障移転工事は1,000万円

片上地区配水管布設替工事(第1工区)は1,210万円

町道松本2号線道路整備工事に伴う支障移転工事は380万円

中里地区(往古橋)配水管布設替工事は2,730万円

町道長浜7号線道路整備工事に伴う支障移転工事は530万円

一般国道422号(志子工区)道路改良工事に伴う支障移転工事は2,000万円でございます。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入でございますが、第1款・水道事業収益は3億7,907万1,000円、第1項・営業収益は3億1,248万1,000円、第2項・営業外収益は6,634万5,000円、第3項・特別利益は24万5,000円でございます。

続きまして、支出でございますが、第1款・水道事業費用は3億6,777万5,000円、第1項・営業費用は3億4,914万円、第2項・営業外費用は1,853万5,000円、第3項・特別損失は10万円でございます。

2ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億680万2,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,316万7,000円、過年度分損益勘定留保資金170万1,000円、当年度分損益勘定留保資金9,193万4,000円で補てんするものとする)。

収入でございますが、第1款・資本的収入は1億8,962万2,000円、第1項・負担金は160

万円、第2項・補助金は3,642万2,000円、第3項・企業債は1億5,160万円でございます。

続きまして、支出でございますが、第1款・資本的支出は2億9,642万4,000円、第1項・建設改良費は1億9,247万5,000円、第2項・企業債償還金は1億394万9,000円でございます。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、上水道建設改良資金にあてるため、限度額は1億5,160万円と定め、起債の方法は、証書借入、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億6,000万円と定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用を定めたものでございます。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費は6,235万円といたしております。

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,059万円であるといたしております。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、662万7,000円と定めるものでございます。

令和6年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

予算の内容につきましては、予算に関する説明書よりご説明させていただきます。

予算書の29ページをお願いいたします。

令和6年度紀北町水道事業会計予算実施計画説明書でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款・水道事業収益は3億7,907万1,000円

で、前年度予定額に対しまして1,281万7,000円の減額となっております。

第1項・営業収益3億1,248万1,000円、第1目・給水収益3億1,030万3,000円は水道料金収入でございます。

第2目・その他営業収益217万8,000円で、材料売却収益・85万円は給水装置、工事用材料売却収益、手数料20万6,000円は、指定給水装置工事事業者登録・更新手数料等、雑収益112万2,000円は水道加入分担金でございます。

30ページをお願いいたします。

第2項・営業外収益6,634万5,000円、第2目・補助金626万8,000円は、企業債償還利息等に係る一般会計からの補助金でございます。

第4目・長期前受金戻入5,993万円は、国庫・県補助金等の長期前受金戻入でございます。

第7目・雑収益14万7,000円は、土地貸付料等14万6,000円でございます。

第3項・特別利益24万5,000円、第2目・過年度損益修正益24万5,000円は、水道料金に係る過年度分の修正益でございます。

31ページをお願いいたします。

次に、収益的支出につきましては、第1款・水道事業費用は、3億6,777万5,000円で、前年度予定額に対しまして1,725万8,000円の減額となっております。

第1項・営業費用3億4,914万円、第1目・原水及び浄水費6,815万9,000円は、原水及び浄水設備の維持管理に要する経費でございます。

主なものとしたしましては、委託料1,213万6,000円は、水質検査業務委託、水道施設保守点検の費用等、修繕費300万円は、浄水場の修繕工事など、動力費5,030万3,000円は、浄水場等の電気料金、薬品費164万7,000円は、滅菌用薬品の購入費用でございます。

第2目・配水及び給水費2,255万円は、配水池及び給配水管の維持管理に要する経費でございます。

主なものとしたしましては、通信運搬費250万7,000円は、専用回線使用料等、委託料137万9,000円は、漏水調査業務委託等、32ページをお願いいたします。

賃借料229万1,000円は、公共工事積算システム使用料など、修繕費900万円は、給配水管修繕工事など、動力費373万8,000円は、加圧ポンプ場及び配水池の電気料金、材料費298万円は、給配水管修繕用の材料代でございます。

第3目・総係費8,884万5,000円は、水道料金の調定、収納事務ほか、人件費等を含めた水道事業活動全般に要する経費でございます。

主なものといたしましては、報酬671万2,000円は、水道水源保護審議会委員及び会計年度任用職員の報酬、給料3,057万2,000円は、職員9名分の給料、職員の手当等が1,265万5,000円、賞与引当金繰入額が431万9,000円、33ページをお願いいたします。

法定福利費920万9,000円は、職員9名分と会計年度任用職員3名分に係るものでございます。

委託料1,259万9,000円は、電算システムや検針・集金業務委託料等、会費負担金472万5,000円は、三重県市町総合事務組合への退職手当負担金等でございます。

34ページをお願いいたします。

第4目・減価償却費は、1億6,638万4,000円で、構築物、機械及び装置等の減価償却費でございます。

第5目・資産減耗費は、255万7,000円で、布設替えや施設の更新等に伴う固定資産の除却等によるものでございます。

第6目・その他営業費用は、64万5,000円で、給水装置工事用材料売却の原価でございます。

35ページをお願いいたします。

第2項・営業外費用1,853万5,000円、第1目・支払利息及び企業債取扱諸費1,373万2,000円は、企業債利息の償還金1,372万2,000円等でございます。

第3目・消費税及び地方消費税480万2,000円は、消費税及び地方消費税納付額でございます。

第4目・雑支出1,000円を予算措置してございます。

第3項・特別損失10万円。

第6目・その他特別損失10万円は、貸倒引当金繰入額でございます。

36ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款・資本的収入は、1億8,962万2,000円で、前年度予定額に対しまして、3,444万7,000円の増額となっております。

第1項、第1目ともに負担金は、160万円で、消火栓設置工事負担金2基分160万円でございます。

第2項、第1目ともに補助金は、3,642万2,000円で、一般会計補助金3,642万2,000円は、企業債償還元金等に係る補助金でございます。

第3項、第1目ともに企業債は、1億5,160万円で、建設改良工事にかかる上水道事業債

の借入れでございます。

37ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、第1款・資本的支出は、2億9,642万4,000円で、前年度予定額に対しまして、3,625万円の増額となっております。

第1項・建設改良費1億9,247万5,000円、第1目・上水道改良費は、9,571万4,000円で、主な事業といたしましては、委託料750万円は、船津地区配水管布設替工事に伴う設計業務等を予定しております。

工事請負費7,850万円は、片上地区配水管布設替工事（第1工区）ほか、4地区において、布設替工事等を予定しております。

人件費につきましては、設計技師1名分の予算を計上しております。

38ページをお願いいたします。

第2目・固定資産購入費は、9,676万1,000円で、主なものといたしましては、機械及び装置購入費9,626万1,000円は、三浦浄水場設備更新事業8,200万円、量水器取替事業765万3,000円、取替量水器購入費560万8,000円等でございます。

第2項、第1目ともに企業債償還金は、1億394万9,000円で、企業債元金の償還に係るものでございます。

申し訳ございませんが、予算書の5ページまでお戻りください。

5ページから6ページは、令和6年度紀北町水道事業会計予算実施計画でございます。

7ページから8ページは、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度紀北町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

9ページから17ページは、令和6年度給与費明細書でございます。

18ページは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度紀北町水道事業予定損益計算書でございます。

19ページから21ページは、令和5年度末の紀北町水道事業予定貸借対照表でございます。

22ページから23ページは、財務諸表に関する注記を記載してございます。

24ページから26ページは、令和6年度末の紀北町水道事業予定貸借対照表でございます。

27ページから28ページは、財務諸表に関する注記を記載してございます。

以上で、議案第23号 令和6年度紀北町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で、各議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

入江康仁議長

お諮りします。

ただいま説明のありました各議案に対する質疑については、第2日、3月5日の本会議で行うことにしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案に対する質疑については、第2日、3月5日の本会議で行うことに決定いたしました。

日程第26及び日程第27

入江康仁議長

次に報告案件に入ります。

お諮りします。

日程第26及び日程第27の報告2件については一括して説明を求めることにしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、報告2件については一括して説明を求めることに決定いたしました。

それでは提案者から説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

引き続きまして、2件の報告案件についてご説明をさせていただきます。

報告第2号 専決処分の報告についてであります。令和5年12月6日午後7時30分頃、紀北町消防団海山方面隊第3分団の引本詰所敷地内におきまして、訓練活動中に、同分団所属の消防団車両が、駐車中の一般車両に接触し損害を与えました。

本件につきまして、令和6年1月18日、損害賠償額を31万6,591円として和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

報告第3号 専決処分の報告についてであります。令和5年11月24日午後2時40分頃、職員が古里会館敷地内において、草刈り機で除草作業を行っていたところ、小石が飛散し、駐車していた相手方車両の助手席側ドア、フロントガラス及びボンネット等に傷をつけ、損害を与えました。

本件につきまして、令和6年2月5日、損害賠償額を97万9,000円として、和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上2件をご報告いたします。

入江康仁議長

以上で報告案件についての説明を終わります。

本件は、地方自治法第180条の規定による議会の委任による専決処分であることから、質疑は行わないとされていますが、ただいまの説明において、内容等について不明確な点があれば、再度説明を求めるということで発言を許可したいと思います。

それでは、まず、報告第2号について、発言される方はございますか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で発言を打ち切ります。

次に、報告第3号について、発言される方ありませんか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で発言を打ち切ります。

これで2件の報告案件については聞きおくことにいたします。

入江康仁議長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 3時 35分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 6年 7月 30日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 脇 昭博

紀北町議会議員 宮地 忍